

戦後史の中の倉敷大原家

—戦後日本政治経済史からの批判的考察（上）

生 田 頼 孝

序章－本論文の目的意識

筆者は拙稿「倉敷の大原家－戦前の労農階級と『市民社会』からの考察」において、民衆の自主管理社会としての市民社会という前提から、「成熟した市民社会をつくろうとした」¹⁾と評価される倉敷（岡山県）の資本家兼大地主・大原孫三郎（1880－1943。以下、孫三郎と略す）を「市民社会」とは逆の家父長制的性格を有するものであるとして、批判的に考察した。上記論文は上下二巻からなるが、「下」の末尾で「筆者は『エリート』の創出よりも、民衆が社会の主人公であることを前提として、有効に機能する政治、社会システムの創出が重要であると主張して、一旦、本論文を終わりたい」²⁾と締め括った。「一旦」と表記したのは、「民衆の自主管理社会としての市民社会」という問題は、戦前のみならず、戦後の社会においても考察されるべき問題であると考えたからであり、拙稿の舞台となった倉敷においても例外ではないのは無論である。故に、上記拙稿の続編を作成したいと考えていたのである。この「市民社会」の問題について、孫三郎の孫で、孫三郎の創立した大原美術館³⁾を経営する大原謙一郎氏は、その著書『倉敷からはこう見える 世界と文化と地方について』で、次のように述べる。

「倉敷は、瀬戸内沿岸に位置する歴史と伝説に彩られた地方都市です。妙に気位の高い、ちょっとユニークな町です。江戸時代は天領でしたが、今も多くの市民が『天領の民』の意識を持っています。

そういう倉敷の住民は、なかなか一筋縄で捕らえることはできません。それぞれ自分なりの考えを構築し、それをしっかり主張します。天領の自由闊達な雰囲気の中で芽生えた伝統的な市民意識が今も生きているのかもしれない。

そういう倉敷の一人の市民が、いかにも倉敷人らしく、倉敷からの視点で世界を見、そういう視点からの主張をアピールしているのがこの本です。

……私たち倉敷人の発想の背後には、瀬戸内市民社会の生活習慣に根差したものが見え隠れするのではないかという気がします」⁴⁾。

また、大原謙一郎氏は次のようにも言う。

「『天領』と呼ばれる幕府直轄地として栄えた江戸時代から進取の気風を養い、強い独立心と市民意識を持った市民性を確立して来ました。このことが、倉敷にまつわるすべての文化的活動の背景にあります」⁵⁾。

他方で、同氏は、日本ではミュージアムの活発な活動が出来ておらず、その理由として、資金不足による活動の停滞を挙げている。その背景として「私たち市民自身が、文化の問題や公益の問題を、あなた任せの他人事としてしまっているのではないか、お上に任せて、市民自らが公益を支え文化を支えるという意識が薄いのではないか、そういうことも反省して見る必要があるのではないかと思います」⁶⁾と論じている。さらに、

「日本の制度では、ミュージアムを含む日本の民間非営利公益事業が元気よく自由な活動を展開するのは、ちょっと難しい仕組みになっているのです。

言葉としての『NPO』は、今ブームです。しかし、その中身はほとんど理解されていないと思います。

例えば、私立の美術館は大部分『財団法人』という民間非営利公益法人の形をとっています。これは本来の意味での『公益NPO』であり、NPOの一つの典型です。しかし、『公益法人』という言葉から、文化とか教育のために懸命に頑張っている民間団体をイメージされる方は、まだ少ないようです。むしろ、政府や官庁の外郭団体のようなものを想像して、自分たちとは関係ない役所の下請け団体か天下り団体のようなものと思っておられる方が多いのではないのでしょうか。

これではいけないと思います。民間非営利公益法人（公益NPO）の在り方は、もっと深く議論され、しっかり理解されなければなりません。そして、そういう『公益NPO』がもっともっと元気が出るような制度をつくり上げなければなりません⁷⁾。

以上の大原謙一郎氏の議論から、同氏は、倉敷には、江戸時代から続く「市民社会」が存在し、又、文化面での公的権力とは別の自主管理を主張している事が窺える。先にも述べたように、「民衆の自主管理社会としての市民社会」という角度から論じるならば、「自主管理」に意義申し立てを含めて誰が参加しているのか、が重要である。

筆者は「倉敷の大原家（上）」、「倉敷の大原家（下）」で、戦前の倉敷において孫三郎は労働者に対しては、大原家の工場経営に対し、異議申し立てをさせず、農民に対しては、農場経営への参加から遠ざけんと懐柔したのではないかと論じた⁸⁾。それ以前の江戸時代の倉敷における「市民社会」が如何なるものであったのかは、別個に検討する必要があるが、「『公益NPO』がもっともっと元気が出るような制度をつくり上げなければ」ならないという命題は、労働者や農民を含む一般市民の参加がなければ、それこそ「文化の問題や公益の問題を、あなた任せの他人事として」しまうことになりかねない。さらに、この問題は、企業組織の管理等、経済民主主義の問題にも言えることである。我々の社会においては、経済が金銭的利益等の「公益」をもたらす側面があり、経済の問題は「公益の問題」とも言えるからである。さらに、昨今問題となっている「ブラック企業」等による長時間労働を排し、健康な生活を送れるようにするという意味では「文化の問題」とも言えよう。

これ等の問題を論じる時、議論が必要なのが、大原謙一郎氏の父・大原總一郎（1909 - 1968。以下、總一郎と略す）の思想と行動であろう。作家・井上太郎氏は、總一郎は、ドイツのローデンプルクに、「中世の面影を二十世紀まで伝えて来た市民が、^{ゲゼルシャフト}利益共同体ではなく^{ゲマインシャフト}運命共同体としての自覚を持ち、町の歴史を日常の生活の中に生かしていた」故に、都市としての理想像を見た、と論じている⁹⁾。

總一郎は倉敷絹織¹⁰⁾を前身とする紡績会社・倉敷レイヨン（1949年に社名変更、1970年、株式会社クラレに改称）¹¹⁾の経営者でもあったが、同社の「社訓」（1964年）には、^{ゲゼルシャフト}利益共同体と^{ゲマインシャフト}運命共同体に関する記述が見られる¹²⁾。故に、次章では、^{ゲゼルシャフト}利益共同体と^{ゲマインシャフト}運命共同体の違い等を検討しつつ、先行研究の検討と總一郎の思想の検討を行いたい。

第1章 先行研究の検討と總一郎の思想

第1節 先行研究に見る大原總一郎

社会学者・テンニエスは、^{ゲマインシャフト}運命共同体と^{ゲゼルシャフト}利益共同体について、「他人の意志または身体を保存する傾向をもっている……相互肯定の関係だけ」¹³⁾だけを対象とするとしつつ、以下のように考察している。

「このような相互肯定の関係はいずれも、多のおける一、または一における多を表現している。それは、意志およびその力の表現とみなされるところの、相互にとりかわされる援助、救済、給付から成っている。この肯定的な関係によって形成される集団は、内および外に対して統一的に働く存在または物とみなされ、結合体……と呼ばれる。この相互肯定的な関係そのものには、したがってまたは結合体には、実在的有機的な生命体と考えられるものと、観念的機械的な形成物と考えられるものがある－前者がゲマインシャフトの本質であり、後者がゲゼルシャフトの概念である」¹⁴⁾。

テンニエスはゲマインシャフトについて、さらに、次の様に続ける。

「ゲマインシャフト的な規定意志の総合形態を、わたしは一体性……あるいは家族精神（心からの結合や和合……）と名づける。それは、言語そのもののごとく自然的に生成し、したがって、了解の種々相をみずからのうちに包含しており、これらの了解の程度は、その（一体性の）規準によって測定される。したがって、了解と一体性はまったく同一のものである。それは、原初的な形態におけるゲマインシャフト的意志であって、このゲマインシャフト的意志が、個別的な関係や作用において現れたものが了解とみなされ、それが全体的な力や性質として見られた場合が一体性であると考えられる」¹⁵⁾。

テンニエスは、以上のようなゲマインシャフトの定義に対し、ゲゼルシャフトを以下のように述べる。

「ゲゼルシャフトの理論は、ゲマインシャフトにおけると同様に平和に隣りあって生活し住んでい
る人々の集まりをとりあつかうのである。しかし、ここでは、人々は本質的に結びついているの
ではなくて、本質的に分離している。また人々は、ゲマインシャフトではあらゆる分離にもかかわ
らず結合しつづけているが、ゲゼルシャフトではあらゆる結合にもかかわらず依然として分離しつ
づける。その結果、ゲゼルシャフトにおいては、先験的・必然的に存在する統一体から導きだされ
うような活動は行なわれない。したがってまた、活動が個人によって為されるかぎり、その個人
に内在する統一体の意志や精神を表現するような活動や、その個人自身よりも彼と結合している
人々のためになるような活動は行なわれない。それどころかここでは、人々はそれぞれ一人ぼっち
であって、自分以外のすべての人々に対しては緊張状態にある。かれらの活動範囲や勢力範囲
は相互に厳格に区切られており、その結果、各人は他人が自己の領分に触れたり立ち入ったり
するのを拒絶する。すなわち、これらの行為は敵対行為と同様なものと考えられるのである。
このような否定的態度は、これらの勢力の主体相互間のありふれた、つねに基礎的な関係であ
って、平穩の状態におけるゲゼルシャフトの特色である。いかなる人も、自分の与えたもの
と少なくとも同等であると考えられる反対給付や返礼と交換でなければ、他人のために何か
を為したり給付したりしようと思うことも、また他人に何かを恵んだり与えたりしよう
と思うこともないであろう。さらにこの反対給付や返礼は、彼が持とうと思えば自分で
持つことができるものよりも、より以上に彼を喜ばすものでな

なければならない。なぜなら、彼は、より良く見えるものを手にいれるためでなければ、自分のもっている物を手放しはしないであろうから」¹⁶⁾。

前章の末尾で触れた「社訓」は、「事業共同体」(後述)を謳っている。これについては次のように述べられている。「事業共同体とは事業を中心に集った人たちが、単に利害の打算に基づいて手をつないでいるだけでなく、人格の尊重と個人の自律を貴重とした、より高い有機的一体感をもって結ばれた人たちの集合体でなければならないという意味である。このような人間関係は、事業の遂行と並んで、或いは事業の遂行の中で、高い人間的成長をもたらし、両者が合致することを常に念頭において結ばれねばならない。それが実現すれば、職場は人生の目的にかなう職場となり、事業をめぐる生活は人生の意義に適う生活となることができよう。それが実現されれば、それは事業共同体の精華を高揚するという言葉の内容を、正しく充実し実現しえたことになるのであろう」¹⁷⁾。

以上からは、企業体に、テンニエスが言うところの、利益共同体的性格のみならず、^{ゲゼルシャフト}運命共同体的性格を与えようとしたことが窺える。さらに、このような理念は、戦前の企業を一家とする家父長制的意識や濃厚な「義理人情的な人間関係」の上に、労組活動の定着、向上する生活水準、職能給化する「年功序列賃金体系」が加わり、「企業が利益社会化することは避け難い動向でもあった。このような戦後の経済社会情勢の中にあって、大原は我が国の企業一家的土壌の上に、青年時代より思索を重ねたカント的に人間観を結実させ『事業共同体』理念を明らかにしたもの」¹⁸⁾とされる。これは「企業利益社会的特質をもち、又、利益社会化の方向に進む傾向があることは否定しえない。このような傾向を認めつつもなお、企業の従業員が合理打算的な結合に留まることなく、相互の人格尊重の上に礎かれた事業共同体との一体感によって結ばれることを、企業存続の立場からも、又、個人の生活の充実感からも強く要請したもので」¹⁹⁾あった。

以上のような記述から、総一郎の思想には、企業組織内において、単なる経済利害的結び付きを超えん、とする側面があることが窺える。これらの動きは換言すれば、経済的利害対立のある労資(労使)の階級闘争をも超越しようとする動きであると言えるのではないか。労資の経済利害の対立に基づく階級闘争をマルクス主義は主張したが、総一郎はそのマルクス主義に批判的であった。評論家・青地農氏は、総一郎について次のように記している。

「彼は少年時代、自分が金持の息子にうまれたことに一種の罪悪感を感じたことがあるという。学校の同級生が父親と一緒に小作米を運んで来て、大原家の番頭たちにぺこぺこ頭をさげるのを不思議に思った。学校では身分の差別のない同級生だが、ここでは厳然として身分の差ができるのである。なんのために？それは彼がたまたま富豪の息子にうまれたという偶然からにすぎない。

その頃、名門の子で頭のシャープな学生は、こうした“罪悪感”から左傾するものが多かった。そうしたなかで総一郎のような内政的なタイプが左傾しなかったのは、むしろ不思議なくらいである」²⁰⁾。

この疑問について、青地農氏は、総一郎本人にその理由を聞いている。これに対し、総一郎は次のように答えている。

「小学時代、あれは大原の息子だということで、一種の差別待遇をうけた。大事に扱われるか、白い眼でみられて意地悪をされるかのどちらかで、普通の子どもとして普通に扱われたことがない。つまり特別な環境のせいで、人びとは私に正当な反応を示さなかった。どちらも“階級的な眼”で私をみたのだが、それは私を正当に評価し、私の真実を見るものではないと感じていた。

六高(現岡山大学-筆者注)に入ってから唯物史観の本などを読んで、マルクス主義では階級的な

イデオロギーが一切をつらぬく原則であることを知った。少年時代の苦い経験から、こうした見方は一面的で、正当ではないと思い、やはり割りきれない気持ちが残った」²¹⁾。

總一郎のこうした側面に関しては序章で紹介した井上太郎氏も指摘している。同氏は「總一郎は、マルクスの『資本論』の冒頭に書かれている、人間の意識は社会の階級によって作られるもので、その逆ではないという言葉は全面的に受け入れることは、どうしても出来なかった」²²⁾と論じている。そんな總一郎は「高校ではカント的なものと、マルクスのものとの二つの思想の流れのなかで生きてきた。しかし、だんだんカント的なもの、理想主義的なものに私はひかれていった」²³⁾と青地晨氏に答えている。このことから、總一郎は青年時代、既に階級対立の枠組みを超えた個人の尊重を理想像とせんとしていたことが窺える（カントの理論等については次節で検討したい）。先に述べた「個人生活の充実感」等の記述は、總一郎の「個人」観を企業経営に活かそうとしたものであろう。

そういう總一郎は、倉敷レイオンをどのように経営していたのであろうか。この件に関し、クラレ取締役会長・和久井康明氏の報告がある。和久井氏は次のような報告を行っている。

「中根千枝の『タテ社会の人間関係』が指摘したように、上位の者の発言が、ことの是非とは無関係に尊重される、あるいは尊重されたかに扱われる傾向が日本にはある。会議の目的が明確である場合、各メンバーの発言は目的に照らして適正であるかどうかで判断されるべきであり、そのメンバーの属性に左右されるべきではない。このことは彼の強い信念であったと思われる」²⁴⁾。さらに、總一郎は「意見に上下の区別はなく、同じ目的の下に衆知を結集する組織風土を作るよすがになればとの思いで」、「さん付け運動」を提唱している²⁵⁾。企業内の人事労務管理にも總一郎なりの「個人の尊重」が現れていると言えよう。

早稲田大学准教授・兼田麗子氏は「總一郎には、進歩的な自由主義者の面と同時に、フェビアン社会主義に強い関心を有していた側面があった」と指摘し、生産増大のみならず、分配問題を二義的とすることなく真剣に考察されるべきことを主張していることを指摘している²⁶⁾。兼田麗子氏によれば「『国民は各々1人格としてその生存権を持つものでありそれは人格として尊重されるべき』だと確信していた總一郎は、正義や公正を重視すると共に人権を尊重する姿勢も備えていた」²⁷⁾のであった。同じく兼田麗子氏によれば、会社は「社会公共」に役立ち、かつ、「利益をあげる」ことができねばならないとしていた「總一郎は、企業の社会性という考え方と共に、或はそれ以上に人間や消費者、国民という一個人を重視する考え方を提唱していた」²⁸⁾。以上から、總一郎の「個人尊重」の思想が各方面で見られることが確認できる。その總一郎は1966年11月、佐藤栄作首相（当時）に「将来の国民生活像－二〇年後のビジョン」を答申している。

作家・城山三郎氏によれば、答申は「『生活者の一人一人が自主的な価値観に目覚め、日々の生活を通じて、自己の潜在能力を発揮することに生甲斐を見出しうるような生活』であり、さらに、『各人が社会的連帯意識のもとに、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場所において、新しい人間関係をつくり出し、かつ増進して行くことによって、希望と喜びと安心感が得られるような生活』でなければならない、とした」。この答申は、「自主性のある人間的な生き方を強調し」、又、「社会性の重視、今日的な言い方をすれば、脱会社人間への呼びかけ」であった²⁹⁾。

以上の各氏の議論から、總一郎は、人権尊重等、個人の尊厳の尊重を目的としつつ、企業組織等の組織を社会に貢献させることを手段とした人物であると捉えられていることが確認できよう。換言すれば、總一郎は、大原謙一郎氏が言うところの「公益の問題」や「文化の問題」を彼なりに考察していたと捉えられていると言えよう。

同時に、總一郎の特徴として、「松下模倣」がある。先の和久井康明氏によれば、「松下模倣は、官僚主義から最も遠いから」³⁰⁾であった。井上太郎氏によれば、「松下模倣」は「硬直した社内を解きほぐすため」の手段であり、「幹部まで含めた、大掛かりな社員教育だった」。「連絡月報」では、「8回にわたって『松下電器の経営に学ぶ』という座談会が連載されている。それには社長を中心に、それぞれのテーマに沿って、担当役員、部長、課長ばかりでなく、若手の社員も出席して忌憚のない意見を述べ合っている。……このような率直な意見の交換は、硬直した社内を解きほぐすのにかなり役だったようだ」³¹⁾。これは、總一郎は「社長としては幹部に対して非常に厳しかった。ところが社長の意気込みを恐れて、部長は社長が気に入るような資料だけ出し、役員はそれによって社長の顔色をうかがう、といったことが、昭和三十年（1955年）代の後半になって多くなって」来たことへの方策であった³²⁾。本節で先述の「各メンバーの発言は目的に照らして適正であるかどうかで判断されるべきであり、そのメンバーの属性に左右されるべきではない」を具体化せんとしたのであろう。次節では、總一郎の思想を更に検討し、本論文の方向性を明確にしてみたい。

第2節 總一郎自身の著作に見る總一郎の思想

總一郎の思想を理解するには、4巻からなる『大原總一郎随想全集』を読むのが良いかと思われる。總一郎は上記『全集』の1巻にあたる『大原總一郎随想全集1』に収録されている「私の読書遍歴」において、マルクス主義批判を展開している。前節でも述べたように、カント派の立場に立つ總一郎はマルクス主義の「労働価値説」を「形而上学」とのみ見做し³³⁾、さらに、「唯物史観」に対しても同様の態度をとった。總一郎にとっては、「弁証法」は「精神の発展の法則」であり、「特にエンゲルスの、自然現象を説明するのに使った自然弁証法などは、あまりにも無用なほどに幼稚なものと思われ、弁証法の冒涇とさえ感ぜられ」たのであった³⁴⁾。

そして、「そのことは、社会制度の変革に対する弁証法の適用にまで疑惑を拡大させました。階級闘争を社会的進化の唯一の法則として神聖化するマルクス主義の場合におきましても、人間というものが、飢えのために、あるいは同情のために、あるいは理想のために、あるいは復讐のために、あるいは名誉心のために、あるいは支配欲のために、等々の心理的差別をもって動員されていることを、厳しくは批判されないでいるということが、革命戦術としてはともかく、私には弁証法という一般論で片付けられる諸問題が、実際にはあまりにも複雑深刻な問題であるように思われ、また唯物論の中からそれらを批判し、類別する根拠を見出すことも不可能であるように思われることを否定できませんでした。私は唯物論の中からはそういった根拠は出てこないという立場を持ち続けていたのであります」³⁵⁾。又、總一郎は「階級論的な所属によるイデオロギーの決定を、決定論とみないで傾向的蓋然性とみるならば、動きはとれますけれども」と述べている³⁶⁾。

總一郎は「人間というものが、飢えのために、あるいは同情のために、あるいは理想のために、あるいは復讐のために、あるいは名誉心のために、あるいは支配欲のために」動く、ということが、マルクス主義の階級闘争理論に代表される社会構造論のみで説明することは出来ない、ということを経験したかだったのであろう。確かに、社会全体が物質的、経済的に豊かな社会においても、何らかの理由で飢えている個人は窃盗のような行為に走るかもしれないし、ロシア十月革命の指導者・レーニンが貴族の出身³⁷⁾であり、窮乏化した階級の出身ではなく、兄・アレクサンドルをツァー政府によって処刑されたことから始まる屈辱への復讐心が思想的背景にあったこと³⁸⁾を考えれば、總一郎の主張にも一理あるであろう。

總一郎が傾倒したカントについて、文学博士・中埜肇氏は次のように解説する。

カントは「弁証法」を「独自の意味を携えてはっきりとした姿で登場」させた³⁹⁾とした上で、『弁証論』を二様の意味に考えていたということである。すなわち、①一方では仮象（見せかけ）にもとづき、仮象を含んだ欺瞞的な論理であり、②他方では仮象を批判しこれを克服する論理である。そしてカントのなかで次第に後者の意味が強くなって⁴⁰⁾行ったのであった。

「カントによれば、認識というものは、私たちが常識的にそう考えるように、先天的に実在する対象がまずあって、それについて主観が観念や表象を持つ（そのかぎりでは主観が客観に従属する）ことではなく、まったく反対に主観が対象界を構成する（その意味で客観が主観に従属する）ことである。そしてこのように認識における主観と客観の間の優位の転換がカントの誇る『コペルニクス的転回』なのである⁴¹⁾」。

「認識主観（これは個別的・経験的なものではなくて、普遍的・先験的なものである）には先天的な認識機能としての直感や悟性と、それらが働く場合に用いる道具（これが「形式」であって、空間・時間・範疇がこれにあたる）とが備わっている。主観がこれらの機能を働かせ、これらの形式を用いて与えられた素材（「質料」）を処理することによって、私たちにとって認識の対象である世界が作りあげられる。したがって世界（対象界）とは主観が構成したものであり、この構成作業が認識にほかならないということになる⁴²⁾」。

それでは、總一郎が「幼稚」と批判したエンゲルスの「弁証法」とはどのようなものなのであろうか。引き続き、中埜肇氏の筆を借りつつ、検討してみたい。

エンゲルスによれば、「形而上学者は個別者に目を奪われて関連を忘れ、存在に固執して生成消滅を忘れ、静止に拘泥して運動を忘れてしまう。しかし、弁証法はこれと反対に、事物とその観念とをつねに全体的な連関・結びつき・運動・発展・変化のなかでとらえようとする。これこそが唯一の正しい考え方である。というのは世にあるいかなるものも孤立・固定・対立・静止においてあるのではなく、万有は不断の変化・多様・連関のなかにあるからである

エンゲルスはこのように弁証法について一般的・通俗的説明を与えたものの、弁証法が果たして実在の運動法則であるのか、私たちの認識や思考の方法であるのかという究極的な問いに対しては、マルクスの場合と同様に、かならずしも明確には答えてはいない⁴³⁾。「要するにエンゲルス自身は弁証法が存在の法則であるか思考の方法であるかという根本の点についてはいずれとも断定しなかったのであって、むしろ思考は存在の反映であるという基本的な視点に立って、『存在の法則であると同時に思考の方法である』と考えていたのであろう⁴⁴⁾」。

總一郎は「特にコペルニクス的転回を持つカントの認識論は道徳の超個人的な権威を証明するものとして、道徳の優位を確信したいという私の若い渴望にこたえるものでありました。……私は唯物論の、あまりにも素朴な認識論に同調はできませんでした。いかに煩瑣哲学と唯物論者から批判されようとも、唯物論の思想体系に、私がもっとも大切だと思う人間的な価値が正当な場を与えられているとは、考えるわけにはいかなかったのであります⁴⁵⁾。井上太郎氏は、總一郎のこの立場は、根本的に一生、変化しなかった、と評している⁴⁶⁾。それが、前節で検討した總一郎の「個人観」、いわば、人権尊重や各自の意見はその属性に左右されるべきではない、或いは、忌憚なき意見交換、という会社の経営方針等につながっていたのであろう。

これに対し、總一郎の批判したマルクス主義は、總一郎自身が批判的に指摘した通り、労資対立等の階級対立・階級闘争を基本理論としている。そこでは「むしろ思考は存在（階級対立）の反映で

あるという基本的な視点」に立脚していると言えよう。その理由として、人間そのものを取引対象とするのが労働契約であるため、労働者の生命・健康を害するおそれがあるもの、個々人単位の自由契約では、使用者の指揮命令の下で労働し、自由を奪われていることの多い労働者は経済的弱者であることも多く、使用者側から、労働者側に不利益な契約の締結を求められても、拒めない危険性があり、それ故に、労働者側は団結してストや団体交渉等、個人の自由をある程度制約した「集団による自由」を行使し、資本側に対して弱者的立場にある労働者側からの労資間の力関係の是正を目指すものであったと言えよう⁴⁷⁾。

総一郎自身も、「経営者の人間像について」と題して、企業の労資関係について触れている。

「経営者と労働者との間は、労働の提供と賃金の支払いという関係で経済的に結ばれているが、単にそれだけの関係でつくられているコミュニティーであるとは思われない。従業員は自分の家族にも属しているが、会社というコミュニティーの中にある人間でもある。……

むしろ会社、労働者、経営者を包含した一つのコミュニティーが単位になっているのであって、経営者と労働者との間に画然たる一線が引かれていないのが、多くの場合、事実であると思う。部長から上が経営者で、課長以下は労務者であるとか、課長以上が経営者でそれ以下は労務者であるというような一線がはっきりあるものではなくて、全体が一つのコミュニティーをなしているのが普通の場合である。……

一つの会社というものは、一つのコミュニティーの単位である。このことは、ちょうど国家とか、国民とか、家族とかいう場合と同じような考えをもってよいのではなかろうか⁴⁸⁾。

総一郎は家族を「一種の共産社会」になぞらえ、1つの収入によって支えられる^{ゲマインシャフト}運命共同体であると論じ、企業は利益追求の^{ゲゼルシャフト}利益共同体であるが、どこで両者を区分けするかについては、困難であるとの意味の発言をしている⁴⁹⁾。さらに、各企業は「よく国鉄一家だとか、鐘紡が家族主義ということ唱え」る等、^{ゲマインシャフト}運命共同体的な努力を行なって来たのであり、「その方が構成員の幸福であるという認識も否定出来ないと思われる」⁵⁰⁾と述べている。換言すれば、労資双方は、共に働き、同じ釜の飯を食い、なるべく公平に利益を分け合うということであろうか。あるいは、第1章第1節で触れたテンニエスが言うところの^{ゲマインシャフト}運命共同体としての、「一体性……あるいは家族精神（心からの結合や和合……）」と名づける。それは、言語そのもののごとく自然的に生成し、したがって、了解の種々相をみずからのうちに包含しており、これらの了解の程度は、その（一体性の）規準によって測定される。したがって、了解と一体性はまったく同一のものである」ことを期待したものであるとも考えられる。

さらに、この問題を分析した書籍として挙げられるのが、和久井康明氏の引用した『タテ社会の人間関係』である。同書は次のように言う。

「明治以来、現在にいたるまで、日本の経営管理に一貫してみられるのは、いわゆる『企業は人なり』の立場で、経営者と従業員は仕事を媒介して^{コントラクト}契約関係を結ぶというより、よく経営者の言葉にあらわれているように、経営者と従業員とは『縁あって結ばれた仲』であり、それは夫婦関係にも匹敵できる人と人の結びつきと解されている。

したがって、従業員は家族の一員であり、『丸抱え』という表現にもあるように、仕事ではなく人を抱えるのであるから、当然その付属物である従業員の家族がはいってくる。したがって日本の企業の社会集団としての特色は、それ自体が『家族的』であることと、従業員の私生活に及ぶ（家族が外延的にはいってくる）という二点にある。後者は前者の当然の結果として出て来る」⁵¹⁾。

しかし、「経営者と従業員は仕事を媒介して契約関係を結ぶという」のが利益共同体としての企業のすがたであり、テンニエスも指摘したように、「自分の与えたものと少くとも同等であると考えられる反対給付や返礼と交換でなければ、他人のために何かを為したり給付したりしようと思うことも、また他人に何かを恵んだり与えたりしようと思うこともないであろう。さらにこの反対給付や返礼は、彼が持とうと思えば自分で持つことができるものよりも、より以上に彼を喜ばすものでなければならない。なぜなら、彼は、より良く見えるものを手にいれるためでなければ、自分のもっている物を手放しはしないであろうから」という関係に労使（労資）はある。換言すれば、この労働力と賃金という交換関係において、労働者は使用者にたいし、弱者的立場にあるため、それを是正するために、「集団による自由」という概念がある⁵²⁾のだが、管見では、そのための労働者の団結による集団的自由の問題や経営参加といったことには、總一郎の著作では、触れられておらず、序章でも触れた「民衆の自主管理社会としての市民社会」という観点からは、具体性に欠けるようにも思われる。

又、マルクス主義に批判的な總一郎は先の兼田麗子氏の指摘にもあるように、フェビアン社会主義を支持する傾向があった。英国労働党の思想的基礎である「フェビアン主義はすでに民主社会に存在している政治機構を利用し、日常活動による社会改良のつうじ、社会主義を実現することができる」とする方針を示した。それは、階級闘争による革命的な社会主義の路線にたいし、社会主義を民主主義的な日常的な政治活動による社会改革に適応させる路線の可能性を開いた」と評価される⁵³⁾。その目標は「不労所得としての利潤や利子の廃止、産業資本の社会的移転」等による「労働にもとづく自由で公正な社会の実現」であった⁵⁴⁾。總一郎自身も、後に、「日本フェビアン協会」の創立に参加し、その為の参考資料として、「資本並に分配の社会化への思案」（1948年6月2日）を、フェビアン主義の影響を受ける形で、執筆している⁵⁵⁾。

以上から、總一郎には、階級闘争の否定、個人の尊重といった価値観があり、そのために企業組織等を運営するといった考えがあったと思われる。その重要な思想の1つであるフェビアン主義に總一郎が触れたのは、戦前の欧州への洋行によってであった。又、この洋行によって、戦後、首相となり、總一郎の活動に影響する吉田茂（1878 - 1967）と出会う等している。従って、次章では時間を戦前に戻し、總一郎の洋行等を描写するところから、議論を始めたい。

第2章 總一郎の青年期

第1節 總一郎の洋行とフェビアン主義

1929年3月、第六高等学校（六高）を卒業した總一郎は、東京大学経済学部に進学、3年後の1932年3月に卒業している。倉敷絹織に入社したのは同年11月のことであった⁵⁶⁾。2年後に真佐子夫人と結婚している。總一郎夫妻が神戸から照国丸に乗船し、洋行に出発したのは、1936年4月のことであった。1ヶ月あまりの船旅で欧州に到着、その後、1938年11月の帰国まで、3年近くの旅となった⁵⁷⁾。5月、フランス・マルセイユに上陸した總一郎夫妻は、パリを訪問、更に、翌月、オーストリア・ウィーンに到っている。コンサートを楽しむ等した後、渡英している。同年秋のことであった⁵⁸⁾。總一郎夫妻は翌1937年にドイツ・ベルリンに転居するまで、ロンドンに1年半近く暮らし、ここでも音楽に親しむ等していた。この時、「英国社会主義に強い関心を持」った總一郎は「フェビ

アン協会の講演会を熱心に聞きに行った」のであった⁵⁹⁾。

ケント大学講師・フレッド＝ホワイトモア氏によれば、總一郎に影響したとされるフェビアン主義を唱える「フェビアン協会をどのように位置づけるかは、一般に容易ではない。フェビアン主義者にも基本的に様々な見解がある」のである⁶⁰⁾。しかし、まず、19世紀から1914年までの時期には、ウエップ夫妻の考えに正統的フェビアン主義が見い出せるとされる。

1896年、民主主義の問題について、6回の講義を行なったシドニー＝ウエップであったが、そこで唱えられたのは「防禦的民主主義」⁶¹⁾に過ぎなかった。「この講義で、ウエップは、非常に制限されていた議会制民主主義以外、当時議論されていたすべての民主主義の問題を排除した。大衆集会、議案提出権、国民投票などすべてが意思決定の方法としては否定された。彼によれば、立法過程は『靴作りと同様の特殊な技術である』。法律を作ることは専門家の仕事である。つまり、選挙民は問題は判るかもしれないが、その解決の仕方を知らない。代表者たちは学びかつ教える者である。民主主義は望ましい機能をもっているが、それは限定された機能である。すなわち、民主主義は、専門家たちによる立法過程での誤謬の可能性を防止するために必要なものであり、民主主義に許されまた期待できる最大のものは、(代表者たちが)十分に準備した計画に対する賛成か反対の態度表明だとしたのである」⁶²⁾。換言すれば「計画を策定し指導する権力が(なるべく熟練した)専門家(これがウエップやフェビアン協会の中心問題だった)と一体となる一方で、専門家による権力の乱用を防御する機構を保証するものにすぎなかった」⁶³⁾のであった。

このようなウエップの主張に対し、1915年にフェビアン協会を脱退して組織された、全国ギルド連盟の中心人物の一人となったG=D=H= コールは、「参加的・発展的民主主義論」と言うべき民主制論を唱えた。彼によれば、「真正の民主主義のためには、意思決定が非集権化されねばならず、『受動的でない積極的な市民性』が必要で」あった。これによって「成員たちの最上のものを引き出す、すなわち真に自由に必須である個人的・社会的自己実現の最大の機会を提供しうる」のであった⁶⁴⁾。更に、コールは、生産者民主主義から出発した労組運動の発展を試みた⁶⁵⁾。

コールの思想が影響したことによって、ウエップ夫妻は『大英社会主義国の構成』を発表、民主主義の産業や国家への適用への必要性を認めた⁶⁶⁾。同書には、生産手段の社会化に関する記述がある。

同書は第二編第二章にて、「産業及び労務の社会化に関する若干の重要な考察」と題して、生産手段の社会化に関する考察を、次の様に展開している。

「社会主義者にとって問題となるのは、一挙に又は何か一つの方法で産業の全体及び総ての労務を『社会化』することではなくて、産業的並に社会的進出の過程に於て各種の産業又は労務が相次いで資本主義的所有及び統制から漸次公けの所有及び統制に移り行くに従いそれらのために最も便利な管理の形態を提供することであるという事実を、再び強調しなければならない。又、既に若干の期間行われ来たかかる漸進的『社会化』が将来或る一つの国だけにでも、一つの『社会化されざる』企業も存在しなくなるほど普遍的に完全になるであろうと想像することも無駄なことである。却って確信を以って予言し得ることは、社会化されざる産業及び労務の存在が常に許容せられるであろうということである」⁶⁷⁾。

同書は、小規模農業や芸術活動、ある種の発明、工夫等に産業の非社会的な管理を認めることで、所有形態や管理の多様性を認めつつ、「常に記憶されねばならぬことは、社会主義者は只単に総てのその表現形態に於ける地方自治体のみならず更に又消費者がそれに対して自ら特別の必要を感じ又

はその為に寧ろ此形態を選ぶ所の品物及び労務の生産及び分配を目的とする消費者群の自由且つ任意的な組合をも社会化の一形態として承認するということである。それ故に、組織の計画は、只単に或る特定の時期に既に資本家の所有から離脱し得た種々の産業及び労務を包括するのみではなく、更に地方自治体や協同組合運動やに対し又その当時尚依然として個人又は団体の所有に留まっている資本主義的残留物に対して、公衆の利益の為に必要である国民の監督及び統制をも適当な仕方でも包括しなければならない」⁶⁸⁾と論じている。では、所有と管理はどのような形態を採るべきなのだろうか。

同書は以下のように述べる。

「如何なる種類のものにしるその管理や指揮の極めて重要な部分—企業が益々手広く且つ複雑となるに従い必然的に益々その重要さを増すに違いない職分—を執行すべき人物の選択は、『上から』の任命だとか又は『下から』の任命だとかの問題として見るべきではないということである。此場合必要であり又当然考慮せらるべき唯一のことがらは、その特殊の地位を充たすに最も適当せる人物の労務を得ることである。そして、又工夫されなければならぬところのものは、啻にその選択が適当に行われることだけでなく更に又総ての関係者がそれは適当に行われるとの確信を持つことをも出来るだけ多く保証する社会的仕組みである。……経験の示すところに拠れば、支配人の任命は総ての昇進と等しく選択委員会 Selection Committee 又は任命局 Appointment Board の十分考慮せる権威ある推薦に依って為されるべきである。できるならば、これは選択の技術に特別の才能を持つ人々から成る常設委員会たるべきである」⁶⁹⁾。ウエップ夫妻は続ける。「社会化された産業又は労務のためにあらゆる組織がなくてはならぬ特質として包含しなければならぬものは、啻に日々の管理を遂行する為のよく均衡のとれた組織であるのみならず、更に又公民消費者の代表者と或る産業又は労務に於ける生産者の各階級又は部門の代表者との相談、協調及び実に交渉の為のよく工夫された仕組みである」⁷¹⁾。

その「仕組み」は次のようになる。

「社会議院」と称する制度を設置した上で、「社会議院其者から時々受取る政策に関する特別の指揮にのみ従う」という「最も広い意味の管理に就いて完全な権限を持った一つの中央管理会議 National Board が存在すべきであり」、同会議は、5名の管理職、5名の各種職業の被雇用者、5名の消費者ないし「全体としての共同社会を代表」する者が任命される。司会は「主要なる行政官」が行う⁷²⁾。各5名の成員は労務の利害関係者から任命される。「最後に残された選択は、社会議院に勧告する常設委員会以外の如何なる人々にも委ねられることはできない」⁷³⁾。最終的には、常設委員会の任命制であることが窺える。

この中央管理会議の下に、ある程度の自治が認められる「地方評議会」が設置される。「地方評議会」は中央管理会議と同様、「各種の関係職業、地方管理部の上役、及び各種の地方的消費者の三者の代表者で」構成され、各地方の主要行政官が議長となるが、成員の任命権は中央管理会議にある⁷⁴⁾。

さらに労働者の経営参加を確保するために「工場委員会」が設置される。この委員会は、労働者の全部門並びに階級によって「完全且つ独立」に選ばれ、労働者だけの組織であることが望ましいとされる。希望事項は「いつでも経営者と相談する権利を持つべき」とされる。しかし、国有企業においては、委員会は完全な自治権を享受することはできない。全国又は地方の協約による労働条件を変更することは労組によっても許されない。工場委員会は、協約を各地方の事情に応じて適用させるのみである⁷⁵⁾。以上からも、選挙制より任命制が優っていること並びに、それらの者に決定

権があることが窺える。ホワイトモア氏によれば、「管理者はその地位にふさわしい優れた人たちであり、こうした人々を獲得するための選抜や任命の委員会を設置するというのである。行政の仕事は専門家によるという、あの古風な考えの再登場である。彼らの民主主義は、やや拡大しやや形態を変えたが依然として防衛的なものだったのである」⁷⁰⁾。確かに、ウエップ夫妻の以上の議論に、選挙等を通じた市民参加による自主管理的な議論は見られない。ウエップ夫妻の主張は「防禦的民主主義」のレベルに留まっていることが確認できる。

先にも述べたように、ウエップ夫妻にある程度の影響を与えたコールの生産者民主主義は「参加的・発展的民主主義」であったとされる⁷⁶⁾。この種の議論はやがて、不況による労組の弱体化によって、影響力等を失い⁷⁷⁾、その後、1930年代には、ソ連のスターリン体制とファシスト政権の類似性から、既存の民主主義体制擁護の動きが強まり、英国の社会主義者にとっての唯一の方向性は、既存の政治的民主主義の受領であった⁷⁸⁾。そのためには他のすべてを犠牲にすべきである、とされた。結果として、フェビアン協会に影響された英国労働党の方針は、「労働者管理」の思想は、国有産業での「委員会への労働者代表の意味に限定され」、管理は、社会の利益のために行使されるのであって、その産業の労働者のためではない、とされた。「つまり、現在実践されている民主主義への積極的な参加で充分で、民主主義のラディカルな発展や拡大、また完全な民主的管理を組織する方法についての再検討も一切必要としない、という」結論を導いたのである⁷⁹⁾。

以上から、1930年代のフェビアン主義は、ある種の「生産手段の社会化」を言いつつも、選挙制等を通じた労働者の経営参加等の生産手段の民主的統制に否定的であり、議会制民主主義の擁護とその枠内での改良という立場に立っていたことが窺える。総一郎が欧州へ洋行し、英国社会主義に触れたのはこの時期であったことから、以上に検討したフェビアン主義の諸特徴は留意されて良いだろう。同時にこの時期は、前章末尾でも述べたように、総一郎が吉田茂と出会う事になった時期でもあった。

第2節 吉田茂との邂逅と大戦への突入

井上太郎氏は、「総一郎と吉田茂の長い関わり」は総一郎の英国滞在中に始まり、この時以来、両者は「うまが合っていた」と評している⁸⁰⁾。英国で、両者がどのような付き合いをしたのかは定かではないが、この当時の外交官としての吉田茂の活動として、「日独防共協定」(1936年11月)への反対がある。表向きは、反コミンテルンをうたっていたが、「秘密付属協定」は明確にソ連を敵国と見做し、日独の一方が対ソ戦となった場合、他方は、ソ連の負担軽減となる措置は取らない、両者による共通利益擁護のための協議、他方の了解を得ずしてソ連との条約締結は行わないこと等を謳っていた。これは対ソ関係を悪化させた⁸¹⁾。日独防共協定は、その後、「日独伊三国防共協定」(1937年11月)、「日独伊三国軍事同盟」(1940年9月)へと続き、やがて太平洋戦争(1941-1945)による米英との戦争を導く要因となった⁸²⁾。吉田茂が日独防共協定に反対したのはこのことを見抜いていたためとされる⁸³⁾。

結局、吉田茂は1938年11月、駐英大使を終え、秩父丸にて帰国した。この時、総一郎夫妻と船上で再会している⁸⁴⁾。

前年には、日中戦争が始まり、日本の中国侵略が本格化していた。拙稿「倉敷の大原家(下)」でも述べたように、「1930年代は、労働運動が圧殺され、社会が国家に抵抗できなくなり、国家が社会を異議申し立てなく参加させる(動員する)ファシズムという名の包括的抑圧体制の時代に日本全体

が突入した時代でもあった」⁸⁵⁾。

この体制が特高警察等の暴力装置に支えられていたことは無論である。軍国主義思想のみが唯一の思想とされ、大政翼賛会の一党独裁が完成し、報道が統制された。このような体制は全体主義体制と称されるが、この体制の特徴として、さらに、経済の統制がある⁸⁶⁾。

労働の現場レベルでの経済統制が、「産業報国会」の創設であろう。日中戦争の勃発によって、ストや労働争議を抑え込み、労働者の大量動員を図る目的で創設されたものであり、労資の懇談会である他、労働者を皆、職員として、差別待遇をなくした。職工には安定した生活が保証され、経営者は好景気であれば、順調な工場操業が可能になる、ということで、労働者の多くは当初、歓迎した。その後、労組や労働運動を解体、解散させ、全国の産業報国会を統一する「大日本産業報国会」が組織された(1940年1月)が、これは、戦時体制への労働者動員と搾取を目的としたものであった⁸⁷⁾。大日本産業報国会は「綱領」として、以下の三点を挙げた。

一、我等は国体の本義に徹し全産業一体の実を挙げ以て皇運を扶翼し奉らんことを期す

一、我等は産業の使命を体し事業一家職分奉公の誠を致し以て皇国産業の興隆に総力をさむことを期す

一、我等は勤労の真義に生き剛健明朗なる生活を建設し以て国力の根底を培わんことを期す⁸⁸⁾

以上からは、産業報国会の理念は、^{ゲゼルシャフト}利益共同体というよりも、^{ゲマインシャフト}天皇制国家をいただく運命共同体を理念としていることが窺える。倉敷絹織では、前年の1939年に社長に就任していた総一郎が、自ら「工場綱領」(1940年7月)を執筆している。それは次のようなものであった。

一、我等が工場に於て君国に報ずるの道は至誠以て我国産業の新階梯を創成するに在り

一、我等は常にその使命の深く且大なるを静思し報謝敬虔の念を以て生活の基調たらしむべし

一、我々は不屈の精神を持し各々その職責を完遂せざれば止まざるべし

一、我等は秩序を尊び情誼を厚くし同心勦力以て共同体の美風を宣揚すべし⁸⁹⁾

大日本産業報国会綱領と総一郎の執筆した工場綱領は、全力を挙げた国力増進、報国、さらには事業一家もしくは共同体、といった点で、かなり共通しているように思われる。「工場綱領」は戦時下に制定されたものなので、「大日本産業報国会綱領」と共通する点が多く見られるのはやむを得なかった、という議論もできるかもしれない。総一郎は戦後(1964年)、序章でも多少触れたように、「社訓」を制定している。同社訓は「戦前の『工場綱領』」と「表現や解説は多少異なるが、経営理念の根幹と考えられる条項は一貫した思想で貫かれ」た性格のものであった。それは次のようなものである。

一、われらは事業共同体の精華を高揚し、産業の新階梯を創成して国家社会に奉仕することを期する

一、われらは謙虚を旨とし、進取闊達の気象と不屈の闘魂をもってことにあたる

一、われらは合理と秩序の精神を貫き、同心協力しておのおのその職責を完遂する⁹⁰⁾

總一郎自身は、戦後、個人の自由が重視され、統一的な社訓はないほうが良い、と考えていたものの、社訓のある企業の方が発展性を有する傾向があり、又、「形式的画一化のためにあるのではない」、と述べている。そして、「この社訓は、大東亜戦争以前からあった工場綱領と大差ないものである」と明言している⁹¹⁾。

その理念としては、第1章でも検討したように、資本家・経営者－労働者といった階級対立を超え、労働者（従業者）個々人の人格を尊重するというものであったと思われる。しかし、経営側に対して、労働者側は弱者的立場にあることも多く、その為に、第1章第2節で述べたように、「集団による自由」を行使する必要性があると言えよう。

大日本産業報国会は、労組を破壊することによって、労働者から「集団による自由」を行使できないようにするものであったと言えよう。故に、大日本産業報国会綱領と共通した性格を有する倉敷絹織工場綱領を引き継ぐ形になった倉敷レイヨン社訓は、戦後の日本社会において、「個人の尊重」という建前の下で、労働者自身による自由の獲得を阻害する性格を有していたのではないか、という疑問も生じる。先に引用した『タテ社会の人間関係』は次の様に続ける。

企業の存在が「私生活にまで及ぶということは、従業員の考え方・思想・行動を規制してくるものであり、『家』における家族成員（正確には家成員）のあり方と軌を一にしてくるのである。そして注目すべきことは、この方向は、明治・大正・昭和、戦時・戦後を通じて一貫して、経営者（および施政者）によって意識的に強調され、そしてそれがつねに成果をおさめ、成功してきたという事実である。

たとえば、明治四十二年（1909年 - 筆者注）、後藤新平総裁が提唱した『国鉄一家』、戦争中の産業報国会の精神（「工場は生産を以て皇国勤労の本旨を實踐する道場なり。これを護る者は勤労者の団結なり。宜しく上下相扶け左右協同し、一家の親和を以て苦樂を共にし、云々」・・・）、さらに現在よく問題とされている『愛社精神』『新家族主義』など。

近代的とか先進的とかいわゆる経営では、『愛社精神』を真正面から吹きこむというよりは、『愛社心が旺盛であるかどうかは事務管理のバロメーターである』というように、経営方針の結果として、それを望むのであるらしいが、『社を愛せよ』というのと、『愛社精神くたばれ』などと、反対ともみえる異なる表現を使ったりするだけで、その意図するところは結局従業員の全面的（全人格的な）エモーショナルな参加にあることは疑う余地のないところである。

さらに戦後飛躍的發展をした労働組合までが、職員・工場労働者などあらゆる資格・職種の異なる構成員を網羅し、企業単位（ある見方をすれば、社長のいない産業報国会といわれるような）に成立していることなど注目すべきである⁹²⁾。

「従業員の全面的（全人格的な）エモーショナルな参加」を求め、「従業員の考え方・思想・行動を規制してくる」企業と個々の労働者の自由等は、どのような関係にあったのか。

次章以降では、戦後日本の検討に入りたい。

第3章 戦後日本の出発

第1節 抑圧体制解体

太平洋戦争中、初期の頃こそ、優勢に戦局を進めていた日本軍であったが、1942年のミッドウエー海戦での敗北を機に、敗退に転じ、1945年8月15日の日本敗戦をもって、同戦争は終わった⁹³⁾。

戦後、日本は連合国軍の占領下に置かれ、GHQが設置された。GHQの司令官であるダグラス＝マッカーサーは、吉田茂を外相として起用していた幣原内閣（1945年10月9日組閣）に対し、参政権賦与等による女性解放、労組の組織奨励、経済民主化等の「五大改革」を要請した⁹⁴⁾。

その後、総一郎と「うまが合っていた」吉田茂が、第一次吉田内閣を組閣することになる（1946年5月）⁹⁵⁾。一時は組閣を断念しそうにもなっている。当時は食糧難で、「保守反動政府絶対反対、民主人民政府の樹立」を叫ぶ日本共産党を中心とした食料メーデーが起こり、そのデモの影響によるものであった。しかし、GHQのデモ中止命令によって、吉田茂は組閣に成功した⁹⁶⁾。

この内閣の功績として、農地改革がある。地主の土地を小作人に分配する農地改革は、「五大改革」の一つとして、前任の幣原内閣の時に既に始まっていたが、第一次吉田内閣時代に修正され、国会審議による議決を経て、第二次農地改革として実行された。これによって、80%以上の農地が地主の所有から解放され⁹⁷⁾、地主制度は、ほぼ完全な崩壊を見た。農民の生産意欲は高まり、農民経済は大幅に向上した⁹⁸⁾。総一郎の大原家もこの農地改革によって、農地を手放すことになった。さらに、大原合資会社が管理していた大原家の株式も持株会社整理委員会に移され、総一郎が引き継いだものは「これできれいさっぱりとなくなってしまうた」のであった⁹⁹⁾。

GHQの指導者・ダグラス＝マッカーサーは農地改革を、健全かつ穏健な民主主義の建立と過激思想への確実な防壁である、と絶賛したという¹⁰⁰⁾。確かに、農民の生活の多くが安定し、中間層が増えれば、農民は左右の過激思想へと走らず、また、社会分裂も防げる可能性が高くなる。現に、戦後日本の農村は、農地改革で農民が中産階級と化した結果、共産主義運動の拠点とはならず、「保守勢力の地盤」となる傾向を強めた¹⁰¹⁾。総一郎が吉田茂と「うまが合っていた」のはこうした穏健性を社会に求め、個人的にも穏健性を好んだからだろうか。総一郎は吉田茂を「昔から言葉の丁寧な人だった」¹⁰²⁾と評しつつ、戦後の吉田茂について、「話題が青年のことに及ぶと、口辺からからそれまでの微笑は消えて悲しいまでに真剣な目つきに変わって行くのを見て、私は吉田さんの中にひそむ日本と日本人に対する限りない愛着と信頼の心にふれて、一種の感激を覚えるのであった。愛国をかかげて売国的な挙に出る人達とは天地の距りのある真実の愛国者の躍如たる面目がそこにあるのを見た。私の話すことなどを我慢して聞いていただいたのも、後進を導いてやろうという吉田さんの親切な気持からであったことと思い、感謝の念をもってそれを思い起す」¹⁰³⁾のであった。井上太郎氏は、この一文を引用しつつ、「総一郎が吉田に話した中に、フェビアン協会に関するものもあったに違いない」¹⁰⁴⁾と論じている。

本節では、戦後の諸改革を見て来た。次節では、戦後の日本社会主義の担い手であった日本社会党首班の片山哲内閣について見てみたい。総一郎は、同内閣で物価庁次長となり、また、総一郎自身が中心となって創設される日本フェビアン研究所についての関係者に会うことになるのである¹⁰⁵⁾。日本フェビアン研究所も「日本の民主化促進を大目標として創設された」¹⁰⁶⁾のであり、戦後の民主化の思潮の一つであったと言えよう。対して、「日本政治史上最初の社会主義政権、すなわち片山哲内閣」¹⁰⁷⁾とはどのような性格を有する政権であったのか。

第2節 戦後における日本社会主義

前節で見た第一次吉田内閣は、社会党首班の片山哲内閣に取って代わられた。1947年4月実施の衆議院総選挙の結果によるものであった。片山内閣は8ヶ月余りの短命内閣であったが、その間に様々な改革を行なっている。家制度の解体等による女性差別制度廃止、内務省解体による地方自治制度の確立等である¹⁰⁸⁾。

しかし、片山内閣の最大の特徴は、「安本内閣」の名で言われたように、また、「炭鉱国家管理問題」に見られるように、経済の問題にあったと言えよう。

「安本」とは「経済安定本部」の略称である。既に、前任の第一次吉田内閣時代に組織されていた。1946年8月のことである。「経済安定本部」は、GHQによる日本政府の個別行政やその非能率性に対する批判もあり、又、日本政府自身も、内閣内に推進役となる「中央推進本部」を設置するつもりではあったが、「GHQはそれでは不十分であり、国内の政変のいっさいから独立した、経済政策の総合的かつ強力な企画と実施のための専門の経済官庁をつくることを示唆した」。また、反トラストの立場から、戦時統制時の民間統制組織を利用するのではなく、「政府が別個の戦後統制実務機関をつくりなおすべきだと主張した。これらの道行きを経て、経済安定本部、物価庁および統制諸公団（物資配給公団、価格調整公団等）がつくられた」¹⁰⁹⁾のであった。

この「経済安定本部」において、「傾斜生産方式」を提唱したのが戦前の労農派マルクス主義者で、当時、東大教授であった有沢広巳であった。「この傾斜生産方式とは、あらゆる経済政策を石炭増産努力に向けて集中的に傾斜させ、石炭の生産量を集中的に鉄鋼増産に投入し、その増産された鉄鋼鋼材を石炭増産用にふり向け、石炭の不足分を輸入重油で補完しながら、石炭と鉄鋼の傾斜的増産の効果を、段階的に諸産業に及ぼしていこうという方策であった」¹¹⁰⁾。

「経済安定本部」発足の翌年3月、吉田首相宛に「マッカーサー書簡」が送られ、経済復興のための同本部の拡充強化が勧告された。これを下敷きに、当時の、日本社会党、吉田茂総裁の自由党、民主党、国民協同党の四党で「政策協定」（重要産業の国家管理、経済危機の立ち向かう為の国家統制等）合意がなされた。占領軍の後援を受けつつ、「国家統制経済」は、片山内閣の下で、さらに推進されていくことになる¹¹¹⁾。

「経済安定本部」は第一次吉田内閣の農相・和田博雄を長官とし、職員を各省庁から異動させて、2千人を超える職員を抱える他省庁の上に位置する官庁と化した。総一郎が、物価庁次長に抜擢されたのは、この時であった¹¹²⁾。

第一次吉田内閣時代に始まった「経済安定本部」は経済の国家統制を特徴とするものであった。ここでは、上述の有沢広巳の例に見られるように、マルクス主義者も参加しており、戦前の国家統制による経済とも繋がるものがあつた。その特徴は、「労農派マルクス主義者たちがそうであるように、日本の社会主義者、とりわけ左派の人々が、事実として『国家』を求め、国家に集約される権力とある種の共振性をみせていることは間違いない。彼らは、中央集権と計画経済を志向し、統制と管理によって政治、経済、社会をハンドルするとき、ソ連型社会主義と同様、結局のところ、権力の方法としての強大な『国家』に依存せざるをえなくなるので」¹¹³⁾ あつた、と評される。

中央集権を志向している等の点では、前節でも見たように、マルクス主義に批判的であつたとされるウエップ夫妻のフェビアン主義にも国家に依存している傾向があると言えよう。

そのフェビアン主義を研究する機関として、総一郎の援助の下、有沢広巳等をメンバーとした日本フェビアン研究所が1950年5月に設立されたのであつた。

フェビアン研究所が「実現しようとしている理念は、『社会進歩の目標を、生産手段の私有性を止揚した体制の上に、各個人の内包する人間的可能性を最大限に発揮することを得させることにおく。すなわち、制度の上で社会的不平等を除き、かくして得られた平等の基礎の上に自由をうちたてることである。かかる社会進歩の過程は、同時に制度改革の過程であるが、われわれはこの過程において、われわれの尊しとする価値を同時に、破壊することなくして、変革を可能にする方式として、民主主義方式に信をおく』という点にあった」¹¹⁴⁾のであった。

兼田麗子氏は、「日本の民主化促進を大目標として創設された日本フェビアン研究所は、マルクス主義から連想されるような革命性、過激性、急進性、全体性、唯物性とは無縁なモットーを掲げていた」¹¹⁵⁾と評する。問題は、「民主主義」、「民主化」の内容であり、形態であろう。

日本フェビアン研究所の前身として、1947年創設の「日本フェビアン協会」があり、總一郎は同会の理事となっていた¹¹⁶⁾。その総会用参考資料として、總一郎は「資本並に分配の社会化への試案」を執筆している（1948年6月、以下「試案」と略す）¹¹⁷⁾。次節では、「試案」に見られる總一郎の思想を検討したい。

第3節 日本におけるフェビアン主義

上記「試案」の中で、總一郎は「生産の増大が日本経済を復興せしめる鍵であることに異論はない。併し分配の問題はこれを第二義的だと考えることは行き過ぎである。分配の問題を改善することは、社会正義の為にも、生産の力強い復興と前進の為にも、真剣に取り上げられなければならない」¹¹⁸⁾と述べている。

貧富の差が社会不安、政治的不安定を引き起こす誘因になることを考えれば、總一郎の議論は、当然の議論である¹¹⁹⁾。總一郎は続ける。

「広義に社会的再分配を要する部面は、今日の実情に於ては、労働者、失業者、無能力者である。そのうち労働者の所得は自由経済下に於ては労働組合の力によって獲得されることが主体である。それは企業、経営の民主化の問題と政府の対労働者施策の問題である」¹²⁰⁾。

總一郎も、戦後、労働関係法が制定され、労組の結成が保証され、又、前年5月施行の日本国憲法が勤労者の労働三権（日本国憲法第28条）を認めていることから、「労働者の所得は自由経済下に於ては労働組合の力によって獲得されることが主体である」と述べたのかも知れない。そして、同「試案」は、失業者救済に対しては政府の保険や失対事業を以ってなすべきとしつつ、「無能力者即ち職を与えられるも労働のみによっては生活の糧を得られない人々に対しては救済的対策が必要であり、少なくともその不足分だけは絶対に直接生産的循環の外にある者としての対策が必要である」¹²¹⁾と続ける。

さらに、「かくの如き要救済者に対する社会的義務は『働かざる者は食うべからず』の原則とは別個の理由から来る。それはヒューマンイズム、協同体的連帯感、同胞愛の原則に基礎を持つ、国民は各々一人格としてその生存権を持つものでありそれは人格として尊重されるべきであるが故に。……現在国民所得の社会的再分配の方法を所有の構造的変更によって設定しなければならぬのは、現在或は未然の無能力又は半無能力なる要救済者階層を対象とするものでなければならない」¹²²⁾と続く。

以上からは、第1章第1節で検討した「個人の尊重」という總一郎の思想が裏付けにあると同時に、少なくとも「試案」においては總一郎の言う「資本並に分配の社会化」の概念が、労働者階級

を対象としたものではないことが確認できる。

總一郎は、自身の「資本並に分配の社会化」手段として、「家族其他の類縁による吸収再分配」、「余剰ある特殊の個人の意志によるもの」、又は「国家が国家自身の手を以て行う」等ではなく、「それ以外の機構であり、民間の意識の上に必要なる国家権力の援護の下に考案せられる一つの組織」¹²³⁾を提唱している。總一郎は国家自身の手による救済策を次の様に批判する。

「国家権力に基いて直接、間接に国家が之を行ふ事は一般に存在し又考えられている方法である。この場合国家の収入は原則として租税収入によらざるを得ない。租税収入による時、増収の為に陥って行く方向は大衆課税の道である。が併し之等の階級に財源を求めることは正しい事ではない。財産税をそれ自身経常的支出の財源と考えることも亦正しくない。現在官吏の徴税能力には限度がある。多くの競合する政府支出の中であって、この不生産的支出の経常額を確保することは又容易ではない」¹²⁴⁾。

總一郎は「無能力者」に対する支出は生産的な支出ではない、と認識しているわけである。總一郎が、このような認識をした背景には、先にも引用した「働かざる者は食うべからず」の原則においては、生産活動に従事できない者は利潤を受けるべきではない、という思想から離れて、「ヒューマニズム、協同体的連帯感、同胞愛の原則に基礎を持つ、国民は各々一人格としてその生存権を持つものでありそれは人格として尊重されるべきであるが故に」という思想があったことは無論であろう。青年期のカントに影響された「個人の尊重」といった影響もあったのかもしれない。同時に、總一郎は、「無能力者」に対する「不生産的支出」は有権者多数の支持を得られないのではないか、という「民主主義の逆説」ともいうべき危惧を抱いていたのかもしれない。この「試案」が発表されたのは敗戦後3年しか経過していない1948年のことであり、總一郎自身が「生産の増大が日本経済を復興せしめる鍵であることに異論はない」と論じていることから、生産力増強による復興が急務であった時期であり、だからこそ、傾斜生産方式等も考案されたのである。このような状況の中で、男女の同権等を謳った日本国憲法が公布され(1946年)、「試案」の約1年前に施行された(1947年5月3日)¹²⁵⁾。日本での政治参加は大幅に拡大されたものの、それが、労働によって利潤を得る「能力者」が社会の多数派を占めることを前提とすれば、總一郎自身の言うところの「無能力者」、即ち、少数派の弱者の声が、生産力増強第一の風潮と相まって、「能力者」、即ち、社会の多数派の政治によっては汲み上げられないことを懸念していたのかもしれない。

では、そのシステムは、どのようなものになるのか。總一郎は「隣人愛と協同体の道徳とを有する文化国家たるべき国家に於ては、本質的に独立能力なき人々の生活費は、社会的余剰財源である利潤の中から優先して確保されるべきが当然である」¹²⁶⁾とした上で、

「営利法人(生産、金融、商業等の総てを含む)に対して、一定規模以上、一定内容以上のものを選定してこれを対象法人とする。

規模の基準は資本金、内容の基準は収益力。基準の決定、対象法人の決定は国会に於てなされる。専門委員会が之に当る。

右の法人株式のうち一定率(例えば三〇%)のものに配当されるべき利潤を救済目的のために直接利用し得るように、その相当株式の所有権の移転を行わしめる。その率並びに移転の方法は国会が決定する。自発的移転が本質的に願わしいことは言を俟たぬ。受納側の主体は中央社会事業財団(仮称)或は個々の社会事業財団とする。……

その株式には優先的配当をなさしめる。その形態及率等に関する細目は国会が決定する」¹²⁷⁾と論

じている。又、財団が「無能力者」救済以外の目的の為に動くことを制限するためか、財団所有株式の譲渡制限を主張し、さらに、「日本経済の現下の情勢は、……資本主義的自由競争によるべき事は内外の客観的歴史的條件より必至であり且つ妥当である」¹²⁸⁾ という理念を守り、国家による民間企業支配を防ぐためであろうか、「優先株には議決権を認めない」¹²⁹⁾ としている。

總一郎は先にも述べたように国家自身の手による運営には批判的であった。「現在一般的傾向として官吏一般が実社会の実情に経験も意欲も少く、……特に社会事業的感覚の領域に於ては、決して適当な人的配置が可能であるとはいえない」¹³⁰⁾ のであり、それ故に、目的合致の成績を取めることに困難があり、又、民間事業への援助においても、「各事業への適正な判断と把握と理解に欠如するが故に、社会事業精神を持たない役所的な間接社会事業となって決して成功せず」¹³¹⁾、さらには、民間事業体側の補助金獲得競争による折衝事務のみの繁忙化、営利事業への墮落化、加えて、「社会事業を拡大する為に中央並びに地方政府に役人を増大しなければならないとすれば、現在官吏の数を減少して質的向上を計り民主化された政府官吏の実現が急務とされている時、その要請に逆行する」¹³²⁾ と指摘し、国家権力の協力や併用を必要としつつも、「国家権力に依らざる部分の価値と意義を過小評価してはならない」¹³³⁾ と主張する。

以上のような主張は、序章で紹介した大原謙一郎氏の「私立の美術館は大部分『財団法人』という民間非営利公益法人の形をとっています。これは本来の意味での『公益NPO』であり、NPOの一つの典型です。しかし、『公益法人』という言葉から、文化とか教育のために懸命に頑張っている民間団体をイメージされる方は、まだ少ないようです。むしろ、政府や官庁の外郭団体のようなものを想像して、自分たちとは関係ない役所の下請け団体か天下り団体のようなものと思っておられる方が多いのではないのでしょうか。

これではいけないと思います。民間非営利公益法人（公益NPO）の在り方は、もっと深く議論され、しっかり理解されなければなりません。そして、そういう『公益NPO』がもっともっと元気が出るような制度をつくり上げなければなりません」という主張とも共通していよう。いわば、必ずしも、国家に頼らない、国家による支配を排した市民による社会の自主管理という理念である。したがって、このシステムを市民がどのように、運営するのか、が問題となって来る。

この件に関し、總一郎は「企業の側から経営、労働を代表してその優先配当を受ける財団に監事を送って、その財団の経理、運営を監査し見護る事の出来る組織を確立しておくべきである」¹³⁴⁾ としつつ、「中央財団の理事会は無報酬の理事の手によって運営されることが望ましい」¹³⁵⁾ と論じている。

總一郎は以上の様な自身の議論を「純自由経済的分配に対する社会政策的再分配、社会政策的修正ではなく、所有権の社会化による社会主義的修正であるとも言える」¹³⁶⁾ と論じている。しかし、筆者は總一郎の思想に以下のような疑問を抱く。

理事が無報酬の場合、理事に就任し得るのは、経済生活の問題から、資本家、大企業経営者等、富裕層に限られて来るであろう。「防禦的民主主義」の理論家・ミルが言うように、政府の仕事（をはじめとする経営的な仕事）は富者の仕事¹³⁷⁾、という概念があるのではないかと思われる。理事を無報酬としたのは、その制度的保障のためだったのではないだろうか。換言すれば、労働者等の一般市民を排除するためであったのであろう。「労働を代表」する監事が監査のために送られて来ても、経営参加が保障されていないのであれば、経営は富者（資本家、経営者等）本位に進み、労働者等はそれをチェックするのみに終わる。第2章第1節で見たウェブの理論の具体化である。又、先にも

見たように、株式の所有移転の対象企業等の決定は国会で決めるとされる。思想、討議の自由等が与えられつつも「唯新憲法下議会政治の下に民主化された歴史的発展を確保実現する為には、国の政治的決定と実践は国会を通じてなされなければならない」¹³⁸⁾からであろう。日本国憲法では「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」（日本国憲法第41条）と位置づけられているので、ある意味、当然ではあるのだが、そこには、第2章第1節で論じた「つまり、現在実践されている民主主義への積極的な参加で充分で、民主主義のラディカルな発展や拡大、また完全な民主的管理を組織する方法についての再検討も一切必要としない、という」発想と共通しているものはないのであろうか、という疑問も生じる。総一郎の「試論」は国家依存への反発換言すれば、国家という権力への反発であったとしても、少数支配を行なう傾向が見られることでは、やはり、富裕層という形を変えた（経済的）権力への依存であり、「防禦的民主主義」であるとも思われる。

以上、「試案」において、労働者以外の「無能力者」の救済についての総一郎の主張について見て来た。しかし、多くの労働者からなる「市民」の問題を考える時、総一郎の方法は有効なのか。管見では、「生産手段の社会化」は、総一郎が言うところの「無能力者」ではない、ある種の「有能力者」、即ち、労働で自らの生計を立てる労働者階級の経営参加等による生産手段の私的所有から公的所有への改変について言われることが多く、そのような傾向があるのは、社会を構成する人々の多くが組織内労働者として生計を立てている故であろう。又、それ故に「生産手段の社会化」に関して前段落で列挙した疑問は、「有能力者」としての労働者の問題として、一層顕著になると言えよう。総一郎自身の議論にも、「労働者の所得は自由経済下に於ては労働組合の力によって獲得される事が主体である」¹³⁹⁾と記述されていることもあり、次章では、戦後日本の労働運動について論じる。

第4章 戦後日本の労働運動

第1節 労働組合活動の復活

前章で見たように、連合軍の対日占領政策は、五大改革の一つとして、労組結成の勧奨を行った。このような背景の下で、労働者の自発的な結集、急速な労組結成が進んだ。この時の特徴として、「組織された組合は、工場・事業所を単位とする職員・工員一括混合加盟の形態をとったのであり、戦時『産業報国会』の基礎でもあった事業所別従業員組織に酷似した形態であった。上からの組織化であったとはいえ『産報』のもとで経験した組織化の感覚が、下からの自主的な労働者組織の形成過程で無意識のうちに再現されたので」¹⁴⁰⁾あった。これらは、「戦後日本の労使関係に特徴的な『企業別組合』への端緒を開くものであったといえる」¹⁴¹⁾。

こうした単位別労組が左派系の「全日本産業別労働組合会議」（1946年8月結成、実勢力163万1千人、以下「産別会議」と略称）や右派系の日本労働組合総同盟（1946年8月結成、実勢力85万5千人、以下「総同盟」と略称）に系列化されて行った¹⁴²⁾。

「注目すべきは、戦後激動期の特殊条件があったとはいえ、当時の組合組織が、単なる賃金・労働条件についての取引の組織にとどまらず、労働者組織としての多面的機能を発揮したことである。敗戦によって日本経済が壊滅的打撃を受け、しかも企業経営者が虚脱状態に陥ってむしろ生産サボタージュを行ない、企業活動再建の責務を果たさなかった当時において、労働組合は組合員労働者の生活を確保するためにも、『経営民主化』による『産業復興闘争』を唱え、『生産管理』によって

経営権の掌握をめざすことがしばしばであった。また、人事権までも協議決定事項に含ませる『経営参加協定』を獲得する組合が続出した¹⁴³⁾。

例えば、京成電鉄では、1946年12月にストが起り、本給の即時5倍値上げを要求、経営側不受理の時には、労組による一切の経営管理を宣言した。経営側は、同年12月末に、上記の他、8時間労働制、争議費用の会社側負担等を盛り込んだ「誓約書」に調印した。この「誓約書」には、「会社側代表（重役及び部課長）と同数の組合代表（最小十三名）より成る事業経営協議会を設置し経営に参加するものとす、事業経営協議会は責任を以てこれを実行するものとす¹⁴⁴⁾」という条項もあった。この「誓約書」は「生産管理」等、敗戦直後の労働運動の特徴をよく示している、とされる。争議手段としての「生産管理」は、経営側が自己の経営を把握できずにいることが原因であった。経営側は自己の経営を把握できず、将来へのビジョンもない状態であり、労働側への説得や労組からの攻撃への対抗力を有さぬ状態にあった事が、背景にあった¹⁴⁵⁾。又、占領軍当局は、労働者保護のため、経営者の組織を認めなかった¹⁴⁶⁾。

この時期は、既に述べたように、第一次吉田内閣の成立していた時期である。同内閣は労働側の「生産管理」戦術を批判し、「社会秩序保持声明」（1946年6月13日）を発表、次の様に述べている。

「政府としては最近起った生産管理なるものは正当な争議行為と認め難い。今日までの事例によれば、生産管理によって一時的には生産高の増しているような場合もあるが、国民経済全体の立場から見れば、結局各種の好ましくない結果を生じ、これを放任しておく、遂に企業組織を破壊し、国民経済を混乱に陥れるような恐れがあるものといわなければならない。……生産管理は経営者側が生産サボタージュを行う結果、ひき起こされたものもあると思われるから、経営者側も生産管理を生じせしめた原因について真剣に反省すべきであり、政府としても生産増強のために必要なあらゆる措置をとる重大なる責任を自覚して、目下折角努力中である。而して国民経済再建の必要上、真にやむを得ぬ場合には、生産命令を発し、または適当な第三者に委託経営させるなど、適宜の措置をとる所存である。そのために経営者側および労働者側の代表者で構成する経営協議会などを各企業に設け、争議を必要としない措置を予め整えておくことが望ましい¹⁴⁷⁾。

上記の「社会秩序保持声明」の前月には既に述べたように、食料メーデーが発生し、吉田茂は組閣を断念しかける等の動きがあった。したがって、経済復興がなければ、吉田内閣の正統性は保てない状態にあったと言えよう。その為には、労働運動を抑制してでも、経済建設に邁進する必要があるとも言える。このような状況の下では、政権の性格は開発主義を追求する独裁制を採らざるを得ないと思われる。こうした政権の性格として「『政治的安定』を軍、『経済的成長を官僚が主として担当するといういわば『分業』が形の上で成立し」、「抑圧と成長という新しいセット」が生まれることが指摘されている¹⁴⁸⁾。

上記で言う「軍」は、米軍を中心とする占領軍であり、「官僚」に依存している姿は、第2章第2節に見たように、第一次吉田内閣時代に始まった「経済安定本部」に象徴されると思われる。但し、この時の「軍」は、それを率いるGHQが、五大改革指令によって、日本の民主化を指示したことから、必ずしも「抑圧的」であったわけではなかったと言えよう。抑圧体制を採用すれば、戦前、戦中に逆行し、民主化の流れに反する。故に、GHQとしても、少なくとも、この時点では、抑圧体制の採用は容認できなかったと思われる。ともあれ、吉田茂の本心は、生産力増大による国民的正統性の確保であったのであろう。1947年元旦、吉田茂は、首相として、年始のラジオ演説を行なった。その際、労働運動を「経済再建のための挙国一致」を破壊する「不逞の輩」と呼び、「しかれども、

かかる不逞の輩が我が国民中に多数ありとは信じませぬ」と述べた¹⁴⁹⁾ことが、その本心を象徴するものであったろう。しかし、「軍」(米軍)による抑圧が期待できない故に、勃興する労働運動との妥協が吉田茂には必要だったと思われる。それが、先に見た「経営協議会」なのではないだろうか。

「社会秩序保持声明」は、「経営協議会についても政府の方針を示すことになった。第一にそれは、『上からの経営協議会』であり、生産管理防止機関としての位置づけがあたえられており、のみならず、第二に、労働争議そのものにたいする抑止機能をもつことが要請されているということができよう」¹⁵⁰⁾と評価される。中央労働委員会は、厚生大臣の諮問を受けて、「経営協議会指針」(1946年7月17日)を答申した。同指針は、経営協議会を「たんなる報告、諮問機関ではなく、『協議・決定』機関であり、『協議・決定』した事項は労使双方を拘束し、決定事項の効力は協約と同一であると明言した」他、「経営協議会は使用者と労働組合の協約によって設置され、その構成、権限も協約によって定められる、とした」。さらに、「『産業平和』の趣旨から」、「紛争ある場合、必ず之を協議会に附議してその解決を図ることとし、その上でなければ当事者共双方争議行為を行はない旨の条項を設けることは予防の手段として望ましい」¹⁵¹⁾としていた。同指針は株主総会の決議が必要な事項については、株主総会の承認なしには、(経営協議会の)決議は法律上、会社を拘束し得ないが、「協議に参加した会社側代表者の努力に依り株主総会も実情を考慮して自ら善処することに依って事が円満に解決せらるべきこと」を期待しているという点で「修正資本主義」的とされる¹⁵²⁾。

他方で、労組による「下からの経営協議会」の動きも存在した。産別会議は1947年に、経営協議会についての見解を打ち出すが、「資本の企業にたいする所有権の否定」と経営協議会を「『生産社会化』の主体」たることを主張し、「『企業権力の奪取の手段(場)としての経営協議会』路線の表明」をなした¹⁵³⁾。

これに対し、総同盟は、1946年2月に「労働協約基本案」を打ち出した。「経営協議会」や「工場委員会」の語句は用いていないが、「労務委員会」、「生産委員会」を設置し、労使対等とした他、「工程管理、原価計算、設計管理等」を「生産委員会の協議取決め事項」とした。それは、「この基本案が生産管理争議に一定の根拠をあたえた根拠となるものであると同時に、経営権が労働組合に依って基本的に制約されることの主張」であった。さらに、「『労務委員会並に生産委員会において協議成立したる事項中労資双方がこれを承認したるときは、成分化して労働協約となすものとす』(第7項)と規定したことは、実質的に経営協議会がその決定事項を労働協約となすことにより、労使双方を制約しうる存在であることを法律的に概念構成したものであり、これも経営権の基本的制約の主張となって」いた¹⁵⁴⁾。

以上から、政府、労組共に、労働者の経営参加システムへの問題提起を行なっていたことが窺える。

先の吉田茂による「不逞の輩」発言は、憤激を呼んだ。「不逞の輩」発言の撤回、争議への待遇改善を求めて、1月11日、共闘のための結集がなされたが、やがて、この運動は、吉田内閣即時辞職を要求し、同年2月1日を以ってゼネストに突入するという方向に進んだ。結果として、GHQによる中止命令によって、ゼネスト突入とはならなかった¹⁵⁵⁾。

上記のような情勢について、井上太郎氏は次の様に記す。フェビアン主義を支持する總一郎は「軍国主義に代って、同じように人間性を無視した暴力的な革命の旗印を掲げる共産主義が日本を席卷する危機を、いち早く感じ取っていたのだ。果して共産主義者たち中心とした過激な労働運動の嵐は、昭和二十年(1945年・筆者注)秋に始まり、二十一年から二十二年にかけて吹き荒れた」¹⁵⁶⁾。

上記はGHQの手によって、抑え込まれたのであった。GHQの労働運動勸奨は、非民主的、国家

主義的傾向を打破する限りで容認されたものであり、革命的傾向までも容認するものではなかったのである¹⁵⁷⁾。

第一次吉田内閣は、先に述べた片山内閣成立まで続くことになるが、吉田茂と「うまが合っていた」総一郎の立場に立てば、労働運動の抑え込みはどのように解釈されるべき事態なのだろうか。

第1章第2節で見たように、企業組織を一種の共同体と見なし、国家や国民にもなぞらえている総一郎は、企業内構成員間において、労使の区別はつけ難いと論じている。

労使関係において、労働側の力が強くなりすぎると、スト頻発等によって、生産活動が阻害されるので、労使共に協力して生産活動に励むべきだという議論があるであろう。先に述べた吉田茂の「不逞の輩」発言もそうした立場に立つものであったろう。吉田茂は労使協調の生産による成長の例として西独（西ドイツ）を挙げ、以下のように述べている。

「先年外遊の際ドイツに立ち寄り、同国の要人たちに対し、当時何故ドイツには労働争議が少ないかという点につき質問を試みたところ、要人達の答は一様に簡単であった。すなわち、ドイツの労働者達の考え方は、『敗戦後のドイツにとっては、祖国の再建、経済の復興ということが第一に必要なことから、ストライキなどというそんな贅沢なことはやってられない』ということであった。彼等ドイツの労働者が自分自身や自分等の階級よりも如何に国家、社会の利益の方に重きを置いているかを如実に語るものとして、私は深い感銘を受けたのである」¹⁵⁸⁾。

労働者は、自分の利益よりも、全社会の利益を優先するべきである、という概念は、第2章第2節で既に見た総一郎自身の執筆による戦前、戦後の「社訓」と共通しているものがあり、又、同章第1節で見たフェビアン主義とも共通していると言えよう。

総一郎からすれば、自身の経営する企業組織内部で階級対立が起こらず、労使協調の下、生産活動が進めば、利潤は大きくなり、企業による社会貢献も容易になる。換言すれば、企業の利潤拡大による社会貢献と、その為の労働争議の抑制は、一体化しているとも言えよう。以上のような点でも、総一郎と吉田茂は「うまが合っていた」のではないか。かように考察してみると、総一郎は、労働運動抑制論者だったのではないか、とも思える。しかし、労働運動を抑制するのであれば、労働者への利潤の配分をどうすべきか、という問題が出て来る。利潤の配分の不公平等が有れば、労働者側の不満が高まり、やはりスト等の労働争議の誘因となる。

このような問題について、総一郎自身が「経営近代化の諸問題」と題する雑誌記事にて論じている。総一郎は「資本家、経営者、労働者間の人間的関係の良否が企業の運命を左右するので、よき人間関係を継続させるために、その三者の間の分配の公正がその基礎となることを述べ、経営合理性のあるヒューマニズムが、経営者を初め、企業全体にみなぎるのでなければならぬ」¹⁵⁹⁾と論じている。しかし、同記事では、労働者の経営参加の問題等には触れられていない。同記事はその副題が「経営者の社会的責任の自覚と実践」となっている。あらゆる経営者が、その「社会的責任の自覚」を認識し、「実践」する存在であれば、労働者の経営参加等がなくても、「分配の公正」が可能であろう。あるいは、総一郎が企業組織を、家族になぞらえてもいることから、「親権的な労使関係」であれば、可能かもしれない。それは「西ドイツ - ある意味では日本もこのタイプにふくまれるかもしれませんが - のように、使用者と被使用者とのあいだが、親子のような関係にある状態であります。……労使のあいだが、非常に、なかがよくて、使用者は労働者を子どものように思い、労働者は使用者を親のように思うという関係です。そのような労使関係のもとでは、労働争議は比較的少ないし、さらにすすんで、思いきって、労働者に経営参加をみとめるというかたちで、

経営が行われます」¹⁶⁰⁾ というものである。

吉田茂が肯定し、総一郎の経営理念と類似しているとも思われる西独の企業経営においても、経営参加がなされている事が分かる。

第2節 労働者の経営参加について

日本と同様、第二次大戦の敗戦国であったドイツでは、戦前、戦中にナチによって破壊されていた労組が戦後、急速に復活して来た¹⁶¹⁾。

戦後の西独の労働運動の特徴として、第二次大戦後、再建された労働組合が、主にドイツ社会民主党を支持するドイツ労働総同盟に統一されていたこと、ドイツ労働総同盟は、職能別組織を全排除し、各種産業部門が基礎となって組織されたこと、さらに、反資本主義を主張し、全ての経営者組織再建に反対し、「大企業の社会化、経済計画化を支持する態度であった。こうした傾向は終戦の直後にもっとも著しくあらわれていたが、さきの二つの特徴とはことなり、長つづきはしなかった。一九五〇年代からはこの反資本主義の傾向は逆転してしまったとさえ、いえるであろう」¹⁶²⁾ というものであった。

日本の戦後の労働運動が、「産別会議」と「総同盟」に主として別れて出発したこと、「産業報国会」の名残で、職場ごとに労組が組織されたこと等、との違いがあるが、「反資本主義」という点では、どうであろうか。

前節で挙げた「生産管理」闘争は、産別会議を中心に進められた。総同盟も生産管理を否定してはいなかったが、工職混合組合には否定的な態度であり、経営側の立場をも認める穏健的争議を主張する等が原因で、同時の運動の主流とは成り得なかったのである¹⁶³⁾。生産管理闘争は、食糧メーデー等における大衆的示威運動において、「民主人民政府」樹立等を叫ぶことによって、支配体制の根底をも揺るがすと感じたGHQに抑圧されたことによって、結果として流産することになる¹⁶⁴⁾。先述したように、食糧メーデーを乗り越えて組閣された第一次吉田内閣の「社会秩序保持声明」は各企業での「経営協議会」設置を勧奨した。

実際に設置された「経営協議会」は、「経営権、わけでも人事権に対する組合規制の場となっていた」。労組側は、解雇、異動、採用に強い関心を示し、労組との協議なくして、又は、労組の無同意では行われたいという方式が採られるようになった¹⁶⁵⁾。では、西独の経営参加はどのようになっているのか。

西独で「社会化、計画化」が消滅した理由として、マーシャル・プランによる援助や通貨改革が、西独資本主義に「ドイツの奇跡」を生み出したことがあげられる。「ドイツの奇跡」は、労組指導者が、遠ざけんとしていた資本家に経済的実権を再び握らせることとなった。しかし、同援助は、労働者の職を保証し、その生活水準を改善したのであった。そして、1949年と54年の西独総選挙で、社会民主党の得票率は3割弱にとどまり、左派勢力は少数派にとどまった。他方、西独は資本主義経済の下で、国民総生産は1948年から68年に至るまで、6倍の伸びを見せた。この種の経済体制との決別はありえないことであった。さらに、東独との対立も米国の援助を拒否できない原因であった¹⁶⁶⁾。

東独との西独の対立については、外遊した吉田茂は「共産党のディスタージョ（騒乱）とそれによるストライキの問題については、私は西独の人々に会うたびに聞いたが、答えはみな同じようなことであった。アデナウアー首相もそうであったが、アーノルド長官のごときは実にはっきりとこ

ういていた。

『それは極めて簡単な問題だ。ソ連に占領されている東独から毎日多数の難民が逃れてきて、彼等が共産主義下の実情を伝える。ソ連や東独の共産党が如何に甘い言葉を述べても、それは絶対に実行されず、実情は全く彼等の言分とは正反対であることを、われわれ西独国民はいやというほど聞かされ、よく知っているからだ』

当時私は、右のような言葉を、日本の労働者諸君や革新家を気取る人々に聞かせて、翫味してもらいたいと思った」¹⁶⁷⁾ のであった。

そのアデナウアー首相は、ドイツ労働総同盟と、「労使共同決定（労働者の経営参加）」についての妥協を成立させる。1951年、鉱山と製鉄部門に限って、労使同数の参加からなる経営協議会方式の法律を成立させたのである。60万人の炭鉱労働者と23万人の鉄鋼労働者のスト威嚇戦術との対決を通してであった¹⁶⁸⁾。この妥協が成立し得たのは、多くの西独国民が、東独体制への批判をも含めて、既存の資本主義体制を支持しており、その枠内での改革ならば、体制そのものの変革はない、と判断したからではないだろうか¹⁶⁹⁾。

そして、それは企業の管理機関は取締役会と監査役会であり、後者が上位に置かれ、ここに、労使同数の代表者が参加する、というものであった。

その後、ドイツ社会民主党は、経営者等が反対であった労使共同決定の全産業への拡大の要求を行ない、連立政権のパートナーであったドイツ自由民主党を説得するかたちで、1976年に、2千人以上の従業員を擁する全企業を網羅する労使共同決定についての第2の法律を通過させている¹⁷⁰⁾。監査役会の人数は偶数であり、労働者代表中、1人は上級中堅幹部を代表する者が就くこと、監査役会議長には経営者代表が就くこと、紛争発生時には、議長票は2票の価値を有すること、従業員2千人以下の企業では、労働者代表は監査役会総人数の3分の1を占めること等が規定されている¹⁷¹⁾。

この間、ドイツ社会民主党は、大きな自己変革を経ている。同党は、バート・ゴータスベルク綱領（1959年）を採用し、以下の4つの特徴からなる党の方針を定めた。

- ① プロレタリア独裁の概念によって、国家を死滅に導く、という概念を放棄し、国家決定に参加し、自身で、自身の国家を改革し、発展させていく、という参加の意志の明確化。
- ② 思想の多元化。ボリシェビズム（レーニン、スターリン主義）への批判を行い、唯一教義の絶対化を批判し、社会民主党内の「思想の〈複数性〉を確証」したのであった。党内での様々な思想潮流の確証と換言できよう。ドイツ社会民主党は、様々な思想の共存を認め、同綱領は「マルクス主義からの完全な訣別ではなく、マルクス主義も複数の多元的思想的潮流の一つとして暗黙のうちに承認している」のであった。

さらに、ドイツ社会民主党は、階級政党から国民政党へと転換した。サービス部門の拡大や、所謂ホワイトカラー化が進んだ結果、ブルーカラー（肉体労働者）は、国民内部に、絶対多数を形成できない。1950年代前半までと異なり、ドイツ社会民主党は、「労働者、ホワイトカラー公務員などの被雇用者を中心」としつつ、「主婦、小商工業者、自由業者、学生、年金取得者を含めた」選挙民や党員の構成からして、国民政党化せざるを得なくなっていた。ドイツ社会民主党は、階級政党たるべきか、国民政党たるべきか、という論争は現実の政策形成の中で姿を消し、「左派も国民政党を認めながら、国民階層のどの部分に政策の力点を置くかによって、右派

との姿勢の違いをあきらかにしようと」するようになった。

③ 労働者階級と軍、カトリックの和解

労働者階級が国家の担い手にならんとすれば、軍＝階級支配のための装置という論理を消さざるを得なかった。さらに、社会民主党とカトリックは、対抗者たる傾向が強かったが、「思想の多元性」の強調の中で、カトリックにも一定的評価を行い、「西ドイツ国民の半数に近いカトリックの獲得を目指した」のであった。

④ 「社会化イコール社会主義という〈信仰〉からの解放」

同綱領は、市場経済と自由な企業の活動を「経済政策の重要な要素」として認識する他、企業間競争を促進しつつ、大企業による市場支配によって「競争が損なわれる分野に、中央、地方政府の介入がおこなわれなければならないとし、公共的な企業を通じての競争の必要性を強調する。経済政策は個人の自由を破壊せず、しかも、個々人の利益を全体の利益のなかで調整し、経済の活力と社会、経済の公正の促進、拡大する角度から考察されるべきものであり、社会主義の経済概念は社会化、つまり、所有という〈形態〉の側面ではなく、調整、バランス、参加などの〈機能〉の側面から捉えられていく。

その意味で綱領は、とくに勤労者の生産単位（企業や経営体）における共同決定への参加、民主的コントロールを基礎とした公共的財産の拡大、所有の再分配を目的とした勤労大衆の財産形成を社会的、経済的公正を達成していくための重要な手段として強調する」¹⁷²⁾

1976年の労使共同決定の法案も、以上のような綱領を反映したものであるであろう。社会構造、という観点からすれば、戦後の西独社会では、中間層が台頭したことによって、基本的に階級対立が色褪せた側面があるということが窺える。

以上、日本と類似しているとされる西独の労使関係について、概観してみた。前節末尾で見たように、西独の現場レベルでの労使関係は、日本のそれに似ている、とされる。但し、親権的労使関係であっても、アデナウアー首相に労使共同決定の法律を通させたのは、労組によるストの威嚇でもあったこと、換言すれば、労組の力による「集団による自由」の獲得の一種であったと言えよう。又、経営者側は、炭鉱、製鉄以外に労使共同決定、即ち、労働者の経営参加を拡大することに反対であったこと等から、バート・ゴータスベルク綱領に見られるドイツ社会民主党の自己変革がなければ、労働者の経営参加は進まなかったであろう。さらに、炭鉱、製鉄の労使間には、ブルーカラー労働者による利害対立が存在していると思われる。

では、西独と類似しているとされる日本の戦後企業社会はどのような道を歩んだのか。本論文「下」では、戦後日本の企業社会を論じつつ、総一郎の経営姿勢等を検討したい。

注

1) 兼田麗子『大原孫三郎－善意と戦略の経営者』中公新書、2012年、p.97。以下、『善意と戦略』と略称する。

2) 拙稿「倉敷の大原家－戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（下）－」『立命館文学』647号、p.970。以下、同拙稿については、「倉敷の大原家（上）」（『立命館文学』644号）、「倉敷の大原家（下）」と略称する。

- 3) 拙稿「倉敷の大原家（上）」、p.174、または「大原美術館」ホームページ (<http://www.ohara.or.jp/201001/jp/index.html>) 参照。
- 4) 大原謙一郎『倉敷からはこう見える』山陽新聞社、2002年、p.4
- 5) 同上、p.44
- 6) 同上、pp.89-90
- 7) 同上、pp.92-93
- 8) 拙稿「倉敷の大原家（上）」、「倉敷の大原家（下）」参照
- 9) 井上太郎『大原總一郎 へこたれない理想主義者』中公文庫、1998年、pp.290-291。以下、『大原總一郎』と略す。
- 10) 拙稿「倉敷の大原家（下）」、p.971
- 11) 山上克己『大原總一郎の経営理念とその実践』財団法人労働科学研究所、1980年、p.44
- 12) 同上、p.50
- 13) テンニエス著、杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト（上）』岩波新書、1957年、p.34
- 14) 同上、pp.34-35
- 15) 同上、pp.61-62
- 16) 同上、pp.91-92
- 17) 前掲『大原總一郎の経営理念とその実践』、p.40
- 18) 同上、p.50
- 19) 同上、p.50
- 20) 青地晨「大原三代 教養に武装された事業家－孫三郎から総一郎へ－」『中央公論』1961年8月号、p.243
- 21) 同上、p.243
- 22) 前掲『大原總一郎』、p.64
- 23) 「大原三代 教養に武装された事業家－孫三郎から総一郎へ－」前掲雑誌、p.243
- 24) 和久井康明「社内報巻頭言から読み解く大原總一郎」『第1回 大原孫三郎總一郎研究会報告書』一般財団法人有隣会、2013年、p.11
- 25) 同上、p.12
- 26) 兼田麗子『戦後復興と大原總一郎』成文堂、2012年、p.8
- 27) 同上、p.8
- 28) 同上、p.9
- 29) 城山三郎『わしの眼は十年先が見える』新潮文庫、2000年、pp.266-267
- 30) 「社内報巻頭言から読み解く大原總一郎」前掲書、p.7
- 31) 前掲『大原總一郎』、pp.316-321
- 32) 同上、p.316
- 33) 大原總一郎「私の読書遍歴」『大原總一郎随想全集1』福武書店、1981年、p.280
- 34) 同上、p.281
- 35) 同上、p.282
- 36) 同上、p.282
- 37) 倉持俊一「ウリヤーノフ家はスラブ系か？」『歴史読本ワールド ロシア革命の謎』1991年、新人物往来社、pp.76-77
- 38) 倉持俊一「レーニンなぜ革命家になったのか？」同上書、pp.84-85
- 39) 中埜肇『弁証法』中公新書、1994年、p.117
- 40) 同上、p.121
- 41) 同上、p.123
- 42) 同上、pp.123-124
- 43) 同上、pp.166-167
- 44) 同上、pp.167-168
- 45) 「私の読書遍歴」前掲書、pp.269-270

- 46) 『大原總一郎』、p.65
- 47) 拙稿「倉敷の大原家（上）」、pp.13-14
- 水町勇一郎『労働法入門』岩波新書、2011年、pp.9-12
- 48) 大原總一郎「経営者の人間像について」『大原總一郎随想全集4』福武書店、1981年、pp.273-275
- 49) 同上、p.275
- 50) 同上、pp.275-276
- 51) 中根千枝『タテ社会の人間関係』講談社現代新書、1967年、p.43
- 52) 拙稿「倉敷の大原家（上）」、pp.13-14
- 53) 伊藤誠『現代の社会主義』講談社学術文庫、1992年、p.48
- 54) 同上、p.48
- 55) 猪木武徳「『資本並に分配の社会化への思案』を読んで」『大原孫三郎・總一郎研究』創刊号、公益財団法人有隣会、2015年、pp.95-97
- 56) 犬飼亀三郎『大原孫三郎父子と原澄治』倉敷新聞社、1973年、p.266
- 57) 同上、p.266、前掲『大原總一郎』、pp.95-101
- 58) 前掲『大原總一郎』、pp.101-107
- 59) 同上、pp.107-109
- 60) フレッド＝ホワイトモア「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」デビッド＝マクレラン他編『社会主義と民主主義』文理閣、1996年、p.131
- 61) トロント大学教授・C=B= マクファーソンは、「防禦的民主主義」について、「われわれはまず、功利主義として知られるようになった理論を最初に体系化したベンサムからはじめ、それからジェームス・ミルを問題とする」（C=B= マクファーソン著、田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波新書、1978年、p.41）と述べた上で、以下のように、議論を展開する。

ベンサムによれば、「幸福量の総和は、富の配分が平等に近づけば近づくほどより大きくなるであろうということである。最大限の幸福量の総和は、すべての個人が平等な富を持つことを要求する。

このような平等を支持する立論は、われわれが目にしたように、快樂にたいする平等な潜在的能力という仮定を必要とする。というのは、もし若干の人々が快樂にたいするより大きな潜在的能力、すなわち、より大きな感性ないし感受性を持つと仮定されるならば、幸福量の総和は、その若干の人々が他の人々よりもより大きな富を持つことによって極大化されると論じられるからである。ベンサムは、この点についてそれほど首尾一貫しているわけではない」（同上、P.49）。

「快樂と富のあいだの関係にかかわる議論においてより直接的な重要性を持っているのは、ベンサムが異った『職業、ないしは身分』の人々のあいだに感受性の相違を見ていた点である。『他の条件が変わらないとすれば、感受性の量は、上層の人々の場合のほうが、下層の人々よりも多いように思われる』。もしベンサムが、富の平等を支持する議論をおこなうさいに、このような財産 - 階級による差を認めていたとするならば、彼の立論は破壊されていたことであろう。……恐らく彼は平等を支持する彼の立論を述べるさいに、この差に言及するのを感じなかったのだろう。なぜなら彼はすでに、平等の主張は安全の主張に全面的に従属すべきだと決めていたからである。

ともあれ、『平等』という項目のもとでこれだけのことを述べた後で、ベンサムは、『安全』、つまり財産の安全と、自分の労働および財産を使用することから得られる収益の期待の安全とに転じる。ベンサムが言うには、自分の労働の成果としての財産の安全なしには、文明はありえない。自らの労働の成果を直接に受け取ったり使用したりできないなら、だれもなんらかの人生計画を立てたり、なんらかの労働を企てることはしないであろう。もし収穫物が自分のものになるということが確かであれば、単純な土地の耕作さえも企てられることがなかろう。それゆえ、法は個人の財産を安全に保たねばならない。そして人間は能力と精力において違っているのであるから、ある者は他の者よりもより多くの財産を得るであろう。もし法が両者の財産を平等にならしてしまおうと企てるなら、生産性向上への刺激は破壊されるであろう。ここからして平等と安全との関係については、法はどんな躊躇もしてはならない。すなわち、『平等が譲らねばならない』（同上、pp.50-51）。

「しかし、財産の安全が、不平等を永続化させながらも、生産性を極大化するということは、財産の安

全が、快樂ないし効用の総和を極大化するということとは違う。ベンサムはここでふたたび彼の論題を、効用の総和から富の総和に移動させているのである。この移動は正当化されえない。なぜなら、効用逓減という彼の原理によって、平等に配分された小さな国富は不平等に配分された大きな国富よりも、より大きな効用の総和を産みうるからである。しかしベンサムは、富の極大化を支持し、それを効用の極大化と同一視している資本主義のエートスにあまりにもどっぷりつかっていたために、両者の相違をみとめなかったのである。……

この種の社会にとって、どのような種類の国家が必要とされたのか。政治問題とは、政府、つまり法の作成者と法の執行者の組合せを選択し権威づける一つのシステムを発見することであり、これらの人々がこのような社会によって必要とされる種類の法を作成し実施するのである。政治問題とは二重の問題であった。つまり、政治体制は、自由な市場社会を確立し育てあげるような政府を生み出すと同時に、強欲な政府から市民を防禦しなければならない（というのは人間性を支配する大いなる法則によると、すべての政府は、そうしないほうがそれ自身の利益になるか、あるいはそうすることがふかのうだということであれば、強欲になるであろうから）。

この二重の問題の解決にさいして決定的な論点は、投票を投票者の意思の自由で実効的な表現たらしめる、秘密投票、頻繁な選挙、新聞の自由などの一定の制度とならんで、選挙権の範囲であることが判明した。……

問題は、選挙権の範囲と真正さについてのどのような規定が、自由な市場社会を促進する政府を生み出すと同時に市民を政府から防禦するであろうか、ということであった」（同上、pp.56-57）。

ベンサムは、当初、財産を持つ者のみに選挙権を与える制限選挙制を支持していた。後に、ベンサムは普通選挙制を肯定する立場にも立ったが、この問題に関して、「われわれが認識しなければならないことは、彼が民主主義的選挙権の原則に移行したのは、貧乏人が彼らの選挙権を、財産を平準化したり破壊したりするためには用いないであろうと、自分で得心がいくようになってからのことにすぎない、ということである」（同上、p.61）。

又、ジェームス＝ミルは、「政府」と題する「論文の末尾で、下層階級に選挙権を与えてもいかなる危険も予測されることはない、なぜならこの階級の大多数はいつでも中間階級によって指導されるであろうからだ、と読者に確言していることによって終わる。ミルが中間階級の読者にたいするこのような確言が望ましいと考えたのは、男子のもっとも貧しい三分の一を排除してもなおかつ労働者階級が多数を占めると計算したからである」（同上、p.69）。ミルがこのように述べたのは、「中間階級」と「労働者階級」双方の支持を得る必要があり、双方とも排除できなかったからだとされる（同上、pp.65-68）。

さらに、ミルは別の論文で、『「……政府の仕事は適切にも富者の仕事であり、富者は悪しき手段によってか、あるいはよき手段によってか、その仕事を手に入れるだろう。どちらでそうするかに万事がかかっている。もし彼らがそれを悪しき手段によって入手するならば、その政府は悪い政府である。もし彼らがそれをよき手段によって入手するならば、その政府がよい政府であることは確かだ。それを入手する唯一のよき手段は、人民の自由な選挙権である』。これはモデル1（防禦的民主主義 - 筆者注）の最良の精神、その楽観主義の真骨頂をとらえている。すなわち、民主的選挙権は、市民を防禦するだけでなく、統治者としての富者の仕事を改善しさえするであろう。これはもはや平等の精神とはいえない」（同上、pp.69-70）。

いずれにせよ、「労働者階級の圧倒的多数が、『かの知的で有徳な身分』つまり、中間階級の忠告と模範に従うことは確かだと確信していたからこそ、彼らが民主的結論を認めたことは明白で」（同上、p.70）であった。

「防禦的民主主義」においては、「責任政府は - その責任が民主的選挙人にたいする責任というところまで進んでいる場合でさえ - 諸個人の防禦と国民総生産の促進のために必要とされるのであって、それ以上のどんな目的のために必要とされるものでもない」（同上、p.71）のであった。

以上のような、ベンサムやミルの議論の特徴は、本文中で見たウェブの議論と共通していると言える。

62) 「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」前掲書、p.131

63) 同上、p.131

- 64) 同上、pp.132-133
 65) 同上、p.133
 66) 同上、p.133
 67) シドニ並びにピアトリス=ウエップ夫妻著、大原社会問題研究所訳『大英社会主義国の構成』第一企画出版株式会社、1948年、p.155。旧字体、旧仮名遣は今日のそれに変更した。
 同書は、*A constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain.1920* の和訳である（同上、p.1。「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」では、『イギリス社会主義共和国憲法案』となっている（「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」前掲書）、p.133、142。
 68) 同上、pp.155-156
 69) 同上、pp.170-171
 70) 「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」前掲書、pp.133-134
 71) 前掲『大英社会主義国の構成』、pp.173-174
 72) 同上、pp.183-185
 73) 同上、p.185
 74) 同上、p.186
 75) 同上、pp.187-188
 76) 「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」前掲書、p.133
 77) 同上、p.134
 78) 同上、pp.133-136
 79) 同上、p.137
 80) 前掲『大原總一郎』、p.107、141
 81) 遠山茂樹『昭和史（新版）』岩波新書、pp.137-138
 82) 同上、pp.179-181
 83) 原彬久『吉田茂』岩波新書、2016年、p.84
 84) 前掲『大原總一郎』、pp.111-112
 85) 拙稿「倉敷の大原家（下）」、p.58
 86) 篠原一、永井陽之助編『現代政治学入門 第2版』有斐閣双書、1995年、p.207
 87) 広瀬隆『持丸長者 国家狂乱篇』ダイヤモンド社、2007年、pp.413-415
 88) 大河内一男『暗い谷間の労働運動』岩波新書、1970年、p.213。原文はカタカナ表記。
 89) 前掲『大原總一郎の経営理念とその実践』、p.44
 90) 同上、p.44
 91) 同上、p.43
 92) 前掲『タテ社会の人間関係』、pp.44-45
 93) 前掲『昭和史』、pp.206-242
 94) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.88-92
 95) 同上、pp.186-189
 96) 前掲『大原總一郎』、pp.139-140、神田文人『昭和の歴史⑧』小学館、pp.186-189、前掲『吉田茂』、pp.125-126
 97) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.92、216-221
 98) 広瀬隆『持丸長者 戦後復興篇』ダイヤモンド社、2008年、pp.140-143
 99) 前掲『大原總一郎』、pp.147-149
 100) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.219-220
 101) 猪木正道「終戦から現代までの曲折」鈴木勤編集兼発行『現代日本歴史シリーズ 22』世界文化社、1971年、p.74
 102) 前掲『大原總一郎随想全集 1』、p.250
 103) 同上、pp.251-252
 104) 前掲『大原總一郎』、p.142

- 105) 前掲『戦後復興と大原總一郎』、pp.188-192
 106) 同上、p.192
 107) 原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中公新書、2000年、p.28
 108) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.296-299
 109) 内野達郎『戦後日本経済史』講談社学術文庫、1992年、pp.49-50
 110) 同上、p.53
 111) 前掲『戦後史のなかの日本社会党』、pp.32-34
 112) 前掲『大原總一郎』、pp.150-151
 113) 前掲『戦後史のなかの日本社会党』、pp.39-42
 114) 有沢広巳他編著『社会改革への提言』勁草書房、1960年、pp.2-3
 115) 前掲『戦後復興と大原總一郎』、p.192
 116) 同上、p.188
 117) 大原總一郎「資本並に分配の社会化への試案」大原謙一郎、時任英人編『大原孫三郎・總一郎研究』創刊号、2015年、p.124
 118) 同上、p.124
 119) 拙稿「倉敷の大原家（下）」、pp.71-72
 120) 「資本並に分配の社会化への試案」前掲誌、p.124
 121) 同上、pp.124-125
 122) 同上、p.125
 123) 同上、p.125
 124) 同上、p.126
 125) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.452-453
 126) 「試案」前掲誌、p.128
 127) 同上、p.128
 128) 同上、p.124
 129) 同上、p.128
 130) 同上、pp.126-127
 131) 同上、p.127
 132) 同上、p.127
 133) 同上、p.130
 134) 「試案」前掲誌、p.133
 135) 同上、p.133
 136) 同上、p.135
 137) 第2章第1節脚注参照
 138) 「試案」前掲誌、p.139
 139) 「試案」前掲誌、p.124
 140) 栗田健他『社会政策（2）現代の労働問題』有斐閣新書、1993年、pp.124-125
 141) 同上、p.125
 142) 同上、p.125。大河内一男『戦後日本の労働運動』岩波新書、1975年、p.37
 143) 前掲『社会政策（2）現代の労働問題』、p.125
 144) 前掲『戦後日本の労働運動』、p.44
 145) 同上、pp.44-46
 146) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.249-251

「総司令部の指令による政治犯三千名の釈放（昭和二十年十月十日）により、共産党幹部などは赤旗の波に迎えられて凱旋将軍のごとく街頭に進出し、これに次いでわが国最初の画期的な労働組合法の公布実施によって労働者の団結権は保証され、団体交渉権、罷業権は公認された。さらに加えて、この機に乗じた共産党の幹部一派による煽動のため、革命的な労働運動が燎原の火の如く拡がり、・・・・わが国産

業はほとんど破局ともいふべき收拾すべからざる状態に立ちいったのである」(日本工業倶楽部五十年史編纂委員会編『日本工業倶楽部五十年史』社団法人日本工業倶楽部、1972年、pp.475-476)。

財界は以上のような状況を憂え、「焦眉の問題として労働問題処理のため、一般の経済団体の整備の先んじて、経営者の全国的中央組織を独立してつくることに意見が一致した。……

ところが総司令部の見解として、労働者が未だ十分な発言の機会を与えられておらぬ間に、経営者の協力的な中央組織ができると、漸く発足した労働組合を圧迫してその発達を妨げるのみならず、いったん解体された財閥が再現する恐れがあることなどを理由に、反対の意向が表明された」(同上、pp.476-477)。

故に、労働問題理解を目的とした教育機関として、関東一円の地方組織構築から、経営者の組織化が始まったのであった。その後、占領政策の転換によって、日経連が組織されたことは本論文の続編である「下」の本文中にて紹介する(同上、pp.477-479)。

147) 吉田茂『回想十年 第二巻』新潮社、1952年、p.222

148) 鈴木祐司「抑圧の構造」『講座国際政治⑥』東大出版会、1992年、p.186

149) 前掲『昭和の歴史⑧』、p.267

150) 中島正道「戦後激動期の『下からの経営協議会』思想」清水慎三編著『戦後労働組合運動史論』日本評論社、1982年、p.137

151) 同上、p.141

152) 同上、p.142

153) 同上、p.145

154) 同上、pp.149-150

155) 前掲『昭和の歴史⑧』、pp.267-274

156) 前掲『大原総一郎』、pp.137-138

157) 前掲『昭和の歴史⑧』、p.274

158) 前掲『回想十年 第二巻』、pp.256-257

159) 大原総一郎「経営近代化の諸問題」『エコノミスト』毎日新聞社、1952年1月、p.77

160) 中山伊知郎『経済民主主義』講談社学術文庫、1976年、pp.53-54

161) G = マルチネ著、熊田亨訳『七つの国の労働運動 上』岩波新書、1979年、p.79

162) 同上、pp.81-84

163) 兵藤釗『労働の戦後史上』東京大学出版会、1997年、p.50

164) 同上、p.46

165) 同上、p.54

166) 前掲『七つの国の労働運動 上』、pp.84-86

167) 前掲『回想十年 第1巻』、p.206

168) 前掲『七つの国の労働運動 上』、p.91

169) 仲井斌『西ドイツの社会民主主義』岩波新書、1979年、p.49、参照

170) 前掲『七つの国の労働運動 上』、pp.92-93

171) 同上、pp.92-93

172) 前掲『西ドイツの社会民主主義』、pp.41-50

(本学大学院 博士後期課程修了)